

第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和4年9月2日 午前10時00分 招集
2. 令和4年9月20日 午前9時58分 開議
3. 令和4年9月20日 午後3時43分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	藤田浩司
土木部長	荒木仁	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	村山健一	総務課長	和田直也
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
住環境課長	加藤勇二郎	企画財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	健康増進課長	山中昭人
ほけん課長	小山隆幸	観光課長	秦美保子
まちづくり課長	石松昭信	防災情報課長	市原修二
市民課長	森永智保		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山本繁樹	議会事務局次長	市原多喜男
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前9時58分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

時間前ですけれど、市長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思いますが、いいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） どうもおはようございます。

貴重な時間でありますけれども、議会の開会前に御報告を申し上げます。

冒頭に、台風14号により尊い命を失われました犠牲者の方へ、哀悼の意を表し、御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げる次第であります。

今回非常に心配をされました大型で猛烈な台風第14号は、9月17日から本市でも強風域に入り、18日夜遅くから19日未明にかけて熊本県内に最接近しました。市では、17日18時に市内10か所の避難所を開設、防災無線やお知らせ端末機等で予防的避難を呼びかけ、翌18日午前9時30分には熊本県内に災害救助法が事前適用されました。暴風警戒発表に伴い、正午に市内全域に避難指示を発令、避難所には最大で110世帯、191の方が避難、停電に備え各避難所に発電機と照明器具、数日にわたる避難に備え非常食を配置し、18時には災害対策本部を設置し厳重警戒に当たりました。

幸い市内では人的被害は確認をされておらず、台風の影響に伴う救急搬送もありませんでした。一部強風による畜舎の被害があっており、また倒木や降雨量により、国道や県道に加え、市道も相次いで通行止めとなり、波野地区への交通が一時遮断されましたが、消防本部とも情報を共有、緊急搬送等もなく、順次通行止めも解消となりました。住家や農業用施設、道路等の土砂崩れ、公共施設等も現段階では大きな被害は確認されておらず、安堵しているところであります。

今後もまだまだ台風が多発する時期が続きますので、気象に関する情報や新型コロナウイルス感染症の発生状況を注視しながら、防災・減災対策、感染予防等、適時適切な情報発信

を行うとともに、早めの、早めの対応に努めてまいります。

以上、御報告をさせていただきました。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の報告を終わります。

改めて、おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（湯浅正司君） 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問の所要時間は45分と定められております。したがって、質問者の議員におかれましては、傍聴者の皆さんから質問の内容がよく分からないなどの御意見がっております。くれぐれも簡潔な質問と、執行部におかれましては的確な答弁に努められ、スムーズな議事進行に御協力をお願いいたします。

これより順次一般質問を許します。

○議長（湯浅正司君） 11番議員、市原正君。

市原正君。

○11番（市原 正君） 改めまして、おはようございます。11番、市原でございます。

一般質問に入りますが、その前に、先ほど市長からも報告がありましたが、台風14号、全国で大変な被害をもたらしておりますけれども、幸いなことに、阿蘇市は、総務課、防災情報課をはじめ、職員の皆さん、避難所の開設等で御苦労をおかけしましたが、おかげで大きな被害もなく、台風が過ぎ去ったと思っております。一市民として、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めます。

今回は2点でございますが、まず坂梨保育園の移転関係について、坂梨小学校跡地に坂梨保育園を移転するという工事が進められ、いよいよ完成しまして、移転しました保育園での保育が始まったわけでありまして、地元の評価と伺いますか、内覧会のときに地元の方が多く来ておられましたが、大変園児の安心・安全を考慮し、そして非常にいい造りであるということで高い評価を地元も持っておられたと認識しておりますので、報告しておきます。

それから、2番目に入りますが、今後の保育児童数の見込み、現在37名の入園者だと聞いておりますが、定員は55名ということでありまして。今後、増やす予定があるのか、そういった見込みはどのように所管として考えておられますか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） おはようございます。ただ今いただいた2点の質問についてお答えさせていただきます。

議員がおっしゃられたとおり、8月27日に実施した内覧会において、区長さんなどをは

じめ、地域の役員の方々のお声を拝聴したところです。議員がおっしゃられたとおり、整備内容等について非常によかった、よくなったという声をいただいたところです。ありがとうございます。

今後の入園児の増加ということですが、全国的にやはり出生数の減という部分があって、少子化が問題となっているところです。これは、阿蘇市に限らず、全国的な傾向でございます。そんな中で、園児数もやはり出生数に応じて減となっていくのは至極当然のことではございますので、現在行っている子育て世代への支援施策継続はもちろん、今後は阿蘇市独自の魅力的な保育実践に向けての検討をしていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 課長、ありがとうございました。せっかくいい施設が完成しております。どうか地元で根づくことはもちろんですが、阿蘇市内できちんとした保育ができるように、今後もしっかり努力をされるように求めておきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、3 番目に入りますが、坂梨保育園が小学校跡地に移転したことで、旧坂梨保育園の跡地利用という件であります。今定例会で解体工事が決定しております。その解体した跡地についてはどのように考えておられるのか、企画財政課長からの説明を求めたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えいたします。

現時点で具体的な計画はございませんが、各課で情報連携のもと、将来的に公有地としての利活用が見込めない場合におきましては公売も視野に検討していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 今、課長から公共施設として利用ができない場合は公売という話が出ましたけれども、あそこは非常に道路事情もいいし、道路は両方から通りますし、いろんなことで使い勝手がいいところですので、できれば住宅地としての売買等を検討されるように求めたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 関係課とともに、よりよい方向を探っていききたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 公共施設ですので、なかなかいろいろな縛りもあるかと思いますが、よろしく対応を求めておきます。ありがとうございました。

保育園の件は以上でありますけれども、再度申しますけれども、地元の評価というのは非常によかったということをおし添えておきたいと思っております。

次に、2 番目、宮地から坂梨地区の異臭問題についてでありますけれども、長年この問題は地元にとって大きな課題でありました。そういう中で、ある農場の中にふん尿処理のため池が8つありましたが、それが異臭の1つの原因ではないかという話で、地元の区長会、ま

た公民館、財産管理委員会、そして私ども議員と、その農場にそのため池を何とか埋め戻してほしいという要望をずっと続けてきました。それが実りまして、今回すべてそのため池が埋め戻されたわけです。少しは臭いが減ったという声も市民の方から聞けるわけですが、農政課としてその辺をどう捉えていますか、答弁を求めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。

議員がおっしゃいますように、当該事業者でございますけれども、平成 27 年頃から熊本県等の関係部署とも協議を行いまして、8 つのため池の解消に向けて取り組んできておられましたけれども、今回、本年 4 月までにすべてのため池の解消ができたということでございます。これまで、議員がおっしゃいますように、地域等の代表者の招集を行いまして、地元説明会を毎年行っておりましたけれども、そこで解消に向けたお話も要望として受けておりました。

今回、そういった形で解消に至っておりますけれども、これまで宮地・坂梨地区のほうで畜産事業者の御協力によりまして実証実験の取組を行っております。そういった中で、年々そういったデータも変化が起こっております、少しずつでございますけれども、数値的にも減少傾向にあるという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） その業者さんの説明会等にも所管も出席しておられましたけれども、確実に地元の要望を聞いていただいて、ため池の埋め戻しにその業者さんも非常に協力してもらったと認識しております。

あと、その説明会の中で話が出たのは、今、課長も話されましたけれども、市でお願いしております臭気モニターさん、そういった方々のデータを地元の市政報告会あるいは何らかの形で公表してほしいという話が出てきています。

それと、もう 1 点、古恵川が、やはり尿を浄化した後に流しますので、その色素がどうしても残ると。その色素は残っていても、水質的に問題はないのか。保健所の検査、データの公表、そういったものはできないかということで要望がありますが、そのあたりについて所管のほうはどうでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、データの公表でございます。現在、宮地・坂梨地区で 13 名の臭気モニターさんの御協力をいただきまして、平成 30 年から行っているところでございます。データ自体の公表でございますけれども、一般的には公表を行っていない状況でございます。現在、畜産環境保全対策連絡会でデータを共有している状況でございます。

また、古恵川の水質検査でございますけれども、先月の地元説明会でも御意見をいただきまして、現在、阿蘇保健所に水質検査の依頼をかけている状況でございます。調査の日時等については、現在未定でございますけれども、実施の予定であると聞いております。

また、排水の色、色素でございますけれども、これについては、毎年 1 回、県の水質検査が義務づけられております。その内容的にも数値的にはクリアしている状況を伺っておりま

して、どうしても色素については抜けきれないということで、前回の地元説明会に御説明させていただいたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） 地元として、臭気モニターさんのデータ、あるいは古恵川の水質検査のデータ、そういったものをぜひ知りたいということで要望がありますので、前向きに今後検討をお願いしておきたいと思います。

あと、事業者の方も、ふん尿処理に関して、全国そういった畜産のふん尿処理を担当しているコンサルタントを入れるとか、アンモニア臭をいかに早くなくすとか、そういった努力を非常にしておられます。今後も、行政としても、先ほどの話ではありませんが、そういったことにしっかり取り組んでほしいと求めているのですが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 先月の地元説明会の中でも説明をいただいたところでございますけれども、事業者独自の堆肥の処理、新技術導入によります高品質な堆肥生産という形で取組を行っておられまして、発酵完熟期間の短縮でありますとか、それに伴います木片チップを用いられまして新しい堆肥製造技術を導入されております。したがって、ふん尿の異臭の原因となる部分の抜本的な対策ということでこういった新技術も導入されているところです。

今後につきましては、連絡協議会の中に事業者さんも実際入っておられますので、そういった情報共有をしっかりと行いながら、新しい技術の導入も踏まえまして、十分検討してまいりたいと思っています。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） 課長、ありがとうございました。

地元としてこの問題は長年取り組んできたわけでありましてけれども、少しずつでも改善できればと思っております。業者さんも、先ほど話しましたように、ふん尿処理に関して非常に努力をされておられますので、今後も見守っていきたいと思っております。また、行政としてもそういった指導をしっかりやっていただくように求めまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 11番議員、市原正君の一般質問が終わりました。

続きまして、9番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

園田浩文君。

○9番（園田浩文君） おはようございます。

先ほどから台風の話があっておりますけれども、本当に大きな災害にならなくて、一安心しているところです。職員の方々も3名から2名が交代、交代で避難所対応に当たられて、献身的に避難された方に対応されている姿を見て、大変安心したところでもあります。市長も各避難所を回られて、被災者の方といろいろとお話もされたということで、私が避難所に行ったときに「さっき市長がきとんなはったよ」という話も伺ったところでございます。

昨日は、敬老の日で、100歳以上が熊本県も2,000名を超えたという報道がなされていま

した。

イギリスでは、会ったことはありませんけれども、エリザベス女王の国葬がテレビで流されておりました。イギリスの歴史の深さといいますか、そういうところを痛感したところがございます。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。

全国で新型コロナウイルス感染症、9月10日時点で約2,000万人を超えたと聞いております。熊本県でも累計で32万人を超えて、阿蘇市においては、9月19日、昨日までの累計が3,560人というデータが上がっております。大変多くの皆さんが陽性患者になられているというところでございます。

そんな中、国の新型コロナウイルス感染症関連の予算、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものが交付されております。この交付金は令和2年度から始まっておりますけれども、令和2年、令和3年、この2年間でこれまで阿蘇市に交付された臨時交付金の合計額を企画財政課のほうで答弁願います。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 失礼します。

2か年の交付金の執行額ということによろしいでしょうか。

○9番（園田浩文君） 一般会計でいいです。

○企画財政課長（廣瀬和英君） はい、交付金の執行額についてお答えいたします。

まず、令和2年度につきましては約4.7億円、令和3年度につきましては約4.2億円、2か年合わせまして9億円近い額を執行したところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 課長、参考までですけれども、特別会計と企業会計、金額はあまり大きくないかもしれませんが、病院は除いて交付されていますか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 特別会計には一般会計から繰り出した部分が幾らかあると思いますけれども、そんなに大きな額ではないと捉えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 約9億円ですか、主な用途としてはどのように活用されていますか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 主な事業としまして、まず、令和2年度につきましては、商品券事業等の地域振興緊急対策事業補助金に約1億2,600万円、家賃補助を含む事業継続支援補助金に約8,400万円、GIGAスクール学校情報端末機器購入に約6,400万円、医療・介護・福祉施設等の感染拡大防止用品確保事業に約2,200万円などに活用しております。また、令和3年度につきましては、同じく商品券事業等の地域振興緊急対策事業補助金に約1億1,900万円、子育て支援給付金、これは市独自の支援事業になりますけれども、こちらに約4,700万円、宿泊客誘致緊急対策事業補助金に約4,400万円、市税等のコンビニ収納サービスに約830万円などに取り組んでいるところでございます。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 令和4年の補正では避難所関係のトイレもこの補助金を使って洋式化するというので、私も10年来この洋式トイレに関しては教育課にもずっと言ってきましたので、大変私も喜んでるところですけれども、全体的にはどんな効果があったのか。それと、予算を上げた場合、大体何%ぐらいが認められていると企画財政課では捉えていますか。

○議長（湯淺正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 臨時交付金の効果ということで、当時突如として襲ったコロナの猛威によりまして、国も手探り状態の中、市町村レベルではどうしても取組に限界があったというところがございます。特に経済対策につきましては、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置などの国の制限によりまして、先送りや縮小を余儀なくされた事業もございました。そうした中で、これまで本交付金を活用しまして、市民の皆様の感染拡大防止を最優先に消費喚起による地域経済の回復等に注力しまして、一定の効果があったものと捉えております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 課長、ありがとうございます。

次の質問が自立支援制度を2番にもってきていますけれども、関連で3番のプレミアム付商品券等を観光課に質問を先にさせていただこうと思っております。

まちづくり課で実施していましたプレミアム商品券の発行は、大変市民の方々にも高評価をいただいているということで、喜ばれている方もたくさんいらっしゃいます。いろいろ大型店に集中しているとか、なかなか小売店の小さいところに回らないという話もちらほら聞いておりますけれども、まちづくり課でその効果というのはどのように検証されていますか。

○議長（湯淺正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） おはようございます。今の御質問にお答えいたします。

昨年度2回、プレミアム商品券事業を行っております。夏と冬に行っておりますが、昨年度は、経済効果としては3億4,000万円を推計しています。それから、令和2年度も1回行っておりますが、そちらでは推計としては約2億円の効果があったものと考えております。

商品券を取り扱う店舗ですけれども、291店舗ございましたので、消費低迷からの一定の経済効果はあったものと考えております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） これは、5,000円で7,000円分買えるという、2,000円のプレミアムが付いているという解釈ですよね。そこが年度年度で見ると、令和2年度では交付額が1億2,570万円、令和3年度が1億1,865万円、令和4年度が1億7,600万円と、金額の差異があるところはこういったところで差異が出ているんですか。

○議長（湯淺正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 今の御質問については、令和2年度は、プレミアム商品券と、もう一つ、ウェルカム商品券という別の事業を行っておりますので、プレミアム商品券

でいきますと、先ほど答弁をさせていただいた内容になっています。

以上でございます。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） まちづくり課は分かりました。

次に、観光課にお聞きしたいと思います。同じですけど、交付金を利用して、いろいろな事業をされたと思うんですけども、検証といいますか、効果のところは、課長、どのように捉えていますか。

○議長（湯淺正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 観光課においては、宿泊業が全く一時9割落ち込んだということで、宿泊業を復活させることは、従業員だけでも約900人ほどいらっしやいまして、掃除の方とかを入れたら、もっともっと増えます。それと、波及効果が大きいので、宿泊業の立て直しには注力してまいりました。

そういったところで、宿泊客誘致緊急対策、こちらは宿泊割引キャンペーン、合宿支援、修学旅行支援になります。それと、平日誘客のための夜の飲食半額キャンペーンなどを行いました。こちらに令和2年度、令和3年度で7,770万円支援しまして、約2億円の効果が図られたと推計します。こちらは実績で領収書のコピーを添付しておりますので、そのホテルで使われた金額ということになります。それと、夜の飲食半額キャンペーンですが、こちらは、720万円支援しまして、約2,000万円の効果があつたと推計しております。こちらも換金の御意見とかも聞いて、大体お釣りが出ませんので、半額は自分たちで出されます。大分高額な馬刺しとか、お寿司とか、タクシーにも乗ったということで、720万円に対して2,000万円の効果があつたと思っております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ある居酒屋の店主の方と話す機会があつて、話していたら、夜、それを使われて飲食されたというのが大変多いと聞いておりますので、やはりそれなりの効果はしっかり出ていたかと思っております。

それと、竹あかりとイルミネーションあたりを前年度は行っていたんですけど、令和4年度は、計画は何かありますか。

○議長（湯淺正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 冬ですね、今度また、燃料費の高騰の御意見や御質問もあるかと思いますが、冬、厳しいというのは見えています。それで、誘客キャンペーンは、イベントも含め、考えております。まちづくり課も考えておりますので、一緒にやっていきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 課長、ありがとうございます。冬の観光、内牧、阿蘇市全体ですね、活性化するように、また一つよろしく、いい知恵をまちづくり課と出し合つて、やっていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、(2) 新型コロナウイルス感染症による生活困窮者自立支援制度の相談状況、

数だとか、内容だとか、私の知り合いも宿泊業にいたんですけれども、やはりなかなかお客さんが戻ってこないということで職を辞めて、また別の職ということがあったんですけれども、そういうのも含めまして、どういう相談があっているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

令和元年度の新規相談件数は 52 件でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度が 110 件、令和 3 年度が 114 件と、例年を倍増している状況でございました。

また、内容としては、収入、生活費に関することが最も多い状況に変わりはないんですけれども、家賃やローンの支払い、税金や公共料金等の支払いに関する事などが新規相談件数同様にそれぞれ倍増している状況が見られているところです。

また、相談件数の職種ということですが、コロナ禍で仕事を失われたケースもあるため、以前のように、今、職を失った方の御相談が最も多い状況であるとともに、やはり飲食業や観光・宿泊業、販売業が多い傾向が見られるというところです。

なお、令和 4 年度の新規相談件数は、8 月末時点で 29 件、これが前年と比較すると 46% と半分以下にはなっておりまして、社会経済活動が回復傾向にあることから減少傾向が見られる状況になっております。

今後も、引き続き真摯に対応してまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） これは、生活保護を受けていらっしゃる方も対象になる場合があるということですか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 相談はどなたでも結構ですけれども、この制度に基づく自立支援の給付金、これについては、あくまでもコロナで減収があったとか、そういう方が対象となりますので、生活保護の方は対象にはなりません。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 今、ホームページあたりをずっと阿蘇市を見ていますと、この申請期間というのが令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年の今月の末、9 月 30 日までになっています。ほかの自治体を見ると、これが令和 4 年 12 月 31 日まで申請は大丈夫ですよと出ている自治体もあるんですけれども、その辺は阿蘇市とは違うみたいですが。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 今おっしゃられた部分については、もともと貸付制度というのは、市で行っているのではなくて、社協で行っているんですけれども、その貸付制度を借りて、なおかつまだ生活が厳しい、立て直しが若干まだできていないという方に対しての給付を市が行うという形になっております。再々延長をずっとしてきて、貸付制度は 9 月末で完了します。その後の給付については、12 月 31 日まで延期するというのが 9 月 9 日付けの通知で来ておりまして、今のところ、うちがその要綱整備等を準備して、やがてホームページに載せる予定でいるところです。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 分かりました。その内容がちょっと見ただけではなかなか理解できないところがあるので、そのあたりをうまく普通の一般の市民が見て分かるような感じで、またお知らせしていただければと思っております。

国も、非課税世帯に今度は5万円の給付金の支給というのも決めているように聞いております。これは令和3年にも非課税世帯には10万円を給付したと思うんですけども、同じ世帯にまた5万円を給付するという制度ですか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 今の5万円の件については、詳しい情報等はまだ入ってきておりませんが、見込みとしては、令和3年度事業、令和4年度事業を受けた方ももちろん対象になるということで、今回時点で非課税となっている方に対しての給付になるだろうと見込んでいます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） まちの声を聞いてみますと、なかなか同じところに給付して、もっと非課税世帯ではなくても苦しいところがあるんですけど、賛否いろいろあるわけです。私たちがどういうふうに言うことはできないんですけども、そういう制度がきちんと決まれば、少しでも足しになれば助かると思いますので、速やかに給付をお願いしたいと思っております。課長、以上です。ありがとうございました。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。小中学校等の公共施設及び設備の安全性について質問をいたします。

各小学校の校舎、体育館、竣工した時期、小学校が5校、中学校が3校あるわけですが、年度が分かれば答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

校舎の完成時期ですが、一の宮小学校が平成28年3月、阿蘇小学校が昭和57年2月、阿蘇西小学校が平成31年3月、内牧小学校が昭和41年6月、波野小学校が平成10年9月、一の宮中学校が昭和49年3月、阿蘇中学校が平成23年3月、波野中学校が平成18年8月なっています。それぞれの校舎は途中で大規模改修とか耐震補強を行っております。

それから、体育館の完成時期につきましては、一の宮小学校が平成28年3月、阿蘇小学校が昭和61年1月、阿蘇西小学校が平成20年3月、内牧小学校が平成4年5月、波野小学校が平成11年3月、一の宮中学校が平成25年3月、阿蘇中学校が平成23年6月、波野中学校が平成3年3月となっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 今議会でも阿蘇小学校の天井付近の内壁が一部落下したということで、同じ造りの内牧小学校も私も足を運んで見させていただいたんですけども、全く同じような造りです。それと、昨日、避難所となる阿蘇体育館にも行って見て、上をぱっと見る

と、これも同じような造りです。内牧小学校のほうが阿蘇小学校よりも若干新しいのは新しいんですけども、やっぱり点検等をしっかりやらないと、同じような事故が起きるんじゃないかと感じたところでもあります。

その経年劣化とその点検方法は、どのように教育課では考えられていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 学校では、学期に1回以上、生徒が安心して過ごすことができるように教職員が点検を行っており、児童生徒が通常使用する施設及び設備の異常の有無について調査しております。具体的に毎月1回の校舎、体育館、プール、樹木、それから学校の敷地内を毎朝見回って点検をしているところでございます。

それから、教育課では、所有者として施設の設備点検を毎年行っております。建築物の点検は、3年に1回点検を実施しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 造りが新しいところは、体育館も校舎もそう心配してないんですけども、やはり古くなったときには年1回ぐらいは、もちろん移動式足場を組んで打診で見えないと、今回のようなことがまた起きるのではないかと感じております。手の届く範囲で目視というのは、ある程度表にひびが出てこないとなかなか分からないので、どうしてもたたいてみて、中が空っぽみたいな音がするときは大変危ない状態になっていると思うので、やはり年1回は足場を組んでも、予算をきちんととって、それでたたいてみてから確認したほうがいいかなと感じているところです。定期的にとというか、専門家を入れられるんですよね。そういうのはどんな専門家の方になりますか。今回も阿蘇小学校では行われているみたいですけども。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 先ほど3年に1回とお答えしましたが、今年、阿蘇小学校、内牧小学校、波野小学校、一の宮中学校、波野中学校の点検を行います。それから、令和5年度、令和6年度に、阿蘇中学校、一の宮小学校、阿蘇西小学校に専門の業者を入れて点検することとしております。点検で不備があった場所につきましては、随時修理を行ってまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 阿蘇小学校が今ああいう感じになって、使用ができないということですけど、体育の授業は乙姫小学校で行われているということですけども、先々を見て、卒業式、入学式あたりはどのように教育課では考えておられますか。阿蘇小学校に限って。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 阿蘇小学校の卒業式、入学式については、現在のところ、まだ決まっておりません。今、検討中でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 実は、昨日、体育館に行って、避難されている方にどちらからですかと聞いたら、結構、坊中というか、あちらのほうから来られているんです。そうしたら、

やっぱり阿蘇小学校が使えないからと答えられた方もいらっしゃるので、今後、台風シーズンにもなるので、その辺の対応も少し防災情報課あたりと話をされて、何か対応されたほうがいいと思いますけれども、どうですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 自主避難でございましたので、早めの避難ということで、阿蘇体育館のほうをお知らせし、準備しました。今後、担当課と協議してまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 学校関係はこれで終わりですけど、あと指定管理で運営している体育館や社会活動施設の大体竣工した年度か年か分かりますか。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 課長、それは後でできれば何か表にでもして作っていただければ、私に取りに行きます。

それこそ、先ほど言ったように、阿蘇小学校と内牧小学校の体育の構造が同じであるように、阿蘇体育館も同じ造りになっているんです。波打ったような感じで、それでやっぱり一部地震の後か何かちょっと欠けているところも見られたので、もう一回、体育館はきちんと点検していただきたいと思っております。

それと、体育館も建ててあるのが昭和56年か何かで、冷暖房の装置あたりも不具合がかなり出てきているようなので、計画的にそのあたりも対応していただいたらどうかと思っております。トイレは今回ちゃんと予算も計上されて洋式になるということで安心しているんですけども、いかがですか、課長。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） トイレにつきましては、流したときに飛び散ったりしないということで、飛沫防止という観点から、蓋のある洋式に全体的に替えていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 体育館も、冠行事あたりだとか、合宿だとか、結構、体育館を外部から使われる頻度がかかなり多い中、2階の観覧席の一番上あたりがかかなり雨が降ると少し染みてくるような感じにもなっています。管理されているところに聞くと、バッグなどを置いていると、子どもたちのバッグあたりまで染みるんじゃないかと心配もされているみたいなので、よく使うところなので、その辺の確認をお願いいたします。

そして、あびかの天井も、かなり建物がいろいろ古くなっているので、上のほうを防水の塗装か何かで年度年度で行われているという話なので、あれは続けて、また予算がとれたときには、上から塗れば少しは違うかと思えます。

課長、いいです。ありがとうございます。最後に、何か答弁があればお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） あびかの部分についても年次計画で防水の計画は行っているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） では、2番目の質問はこれで終わります。

それでは、3番目の中学校部活動の地域への移行について質問をさせていただきます。

いよいよ来年度（令和5年度）から3か年をかけて中学校の部活動が地域のほうへ移行するというふうに進んでまいります。今後3か年間の準備期間の計画について質問いたします。

小学校の先生方による部活動の地域への移行と申しますか、小学校の先生方の部活動の指導を大体3年前に廃止しております。いろいろ種目を絞って、地域への移行が進められたわけですけれども、経済的な面でありませうとか、指導時間、課題もいろいろ小学校のほうもありましたけれども、今のところ何とか軌道に乗って動いているところでございます。

中学校の部活動となると、小学校より内容が少し高度になって、ある程度勝利至上主義と申しますか、やっぱり勝たせてあげたいということから、熟練した専門的知識のある指導者の方が確実に必要になると思っております。保護者の方も、これらの問題を大変心配されておられます。今の小学校の4・5・6年生ですか、そのあたりの親からよく話を聞きます。

指導者の育成、人材確保に向けた取組、そういう計画を進めるべきであると考えているんですけども、現在、私も事務局をやっています火の山スポーツクラブと、もう一つ、今年、来年から少しずつ専門的な観点から指導するようなスポーツクラブの立ち上げも考えております。現在の外部コーチで指導されている学校、種目、分かれば、課長、お願いいたします。

○議長（湯淺正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 外部コーチということでソフトボール部と相撲に今現在2名お願いしているところでございます。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 私たちのときは、陸上王国阿蘇ということで、結構、阿蘇地域はスポーツに力を入れて、スポーツ大国とも言われたことがありました。どここの学校は全国大会に行ったぞとか、北中の相撲部は全国大会に行ったぞとか、そういう話もいろいろ聞いたり見たりしてきたわけですけれども、そういう話を私どもも誇りに持っていたんですけども、やはり今からの阿蘇市内の子どもたちもそういうところにしっかりと誇りを持てるような指導ができる指導者を何とか開拓していただきたいと思っております。

現在も中体連ですよ、私たちの頃は、中体連というと3年間のスポーツの集大成と申しますか、勉強のできなかつた私に関しては、このスポーツの中体連というのは命をかけてやっていたわけです。3年間少しずつ移行していくんですけども、中体連の参加という意味では何か形が変わってきますか。現在もチーム数の足りないところは近隣の中学校と一緒に出たりするところもあると思っておりますけれども、課長、いかがですか。

○議長（湯淺正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 中体連にそれぞれ学校で参加しておりますが、現在、地域のスポーツ団体等の参加ができないかというのが求められている状況で、現在協議中でございます。参加資格の見直しについては、現在のところまだ決まっておりません。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 分かりました。小学校も2年か3年かけて私たちもやってきたんですけれども、2年、3年というのはあつという間です。うまいこと小学校のほうは回り始めたので、一安心しているわけです。やはり中学校になって自分のやってきたスポーツを指導したいという先生方もいらっしゃると思うんですけれど、そういう先生方は一切この3か年で入れ替わるとい形になるわけですか。結局3年後はできないというふうになるんですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 先生の関わりで教職員が地域でスポーツの指導を行うには許可が要るということで、兼業・兼職の許可が必要でございますので、その部分について現在のところ調整中でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 大体中学校3校でどのくらいの指導者が必要だと思われませんか。難しいですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） スポーツ関係は、若干減っております。数字としては今のところ持ち合わせておりませんが、市議も火の山スポーツクラブに属されておりますし、新たな団体が立ち上げを計画されているということで、その中で一般の指導者の方の育成を期待しているところです。やる気のある先生方もおられますので、先生方のその力をお借りしながら、よい方向に進めてまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 学校、スポーツクラブ、教育委員会、この3つがしっかりとやっばり連携しながら、この3年間でまた強い阿蘇の子どもたちのスポーツを盛り上げていけたらと思っております。

最後に、教育長、私の母校である阿蘇北中学校でも熱い指導でテニスの黄金時代をつくられた教育長、先生方の部活の指導に関してはどのように思われていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（坂梨光一君） ただ今の御質問にお答えします。

熱い指導というところで紹介いただきましたけれども、ただ目の前にいる子どもたちが本来にスポーツに親しむ機会をしっかりと確保しながら、その中で子どもたちがやり遂げた達成感ですとか、また、これは部活動をしている中での学習意欲にもつながってまいりますし、あるいは責任感ですとか、チームプレーであれば連帯感、またそれぞれの子どもたちがいろいろ目標を持ちながら取り組む中で主体性を育成していくと、いろんな思いを持って部活動を担当いただいている先生方、日々お取り組みいただいております。また、体力の向上ですとか、また健康の増進等もしっかりと成長期にあります中学生の指導者としては当然のことだと思っておりますので、総合的にそういった面で頑張っていければと。ただ、非常に指導に意欲を持っている方、また非常に負担を持っておられる方、自分が経験した競技ではないクラブの指導ですとか休日の指導等もありまして、そういったところも先生方のお気持ち、御意見等もしっかり伺いながら、今後の部活動をよりよい方向へ移行できればと思っております。

ます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 指導と同じ熱い答弁をありがとうございました。

私も、中学校時代、バレー、陸上と大変厳しい指導を受けてまいりました。そんな中で、社会人になってかなりきついこともあったんですけど、やはり部活動のあのきつきに比べれば大したことはないなと思いつつながら自分を盛り立ててやってきたものがあります。先生方が指導するというのは熊本県独特なもので、ほかの県は先生方の指導というのは相当前になくなっていて、地域に返している状況です。熊本の人たちは先生が指導するのは当たり前と、私たちが親としてもそういうふうに来てきたんですけども、こういうところも親も頭を切り替えて、やはり受益者負担である程度の出費も仕方ないというところで、お金を出してでも指導してもらおうと、そういうところの意識改革も必要かと思っております。教育長、ありがとうございました。

あと数分ありますけれども、園田、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 9番議員、園田浩文君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11時15分に再開いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、6番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） お疲れさまです。6番議員、日本共産党、竹原祐一です。一般質問、昼前になりますので、順番に進めて、時間内に終わるようにしていきたいと思っております。

それでは、通告書に従い、質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、第1番目として生理の貧困について質問をさせていただきますが、これは、昨年9月ですか、議会の中で生理の貧困、ジェンダー平等ということで質問をさせていただき、今期から中学校において予算化をされ、実際配置をされるということですが、この間に試験的実施ということで具体的な内容をお聞きしたいのですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

具体的な内容ということで生理の貧困に限るわけではございませんけれども、昨年も9月の議会でお答えさせていただきました。昨年アンケートを実施し、子どもたちが安心して生活できる学校づくりを目指そうということで、学校や生徒会の保健委員会等でこの件につい

ていろいろ議論をしていただきました。そんな中で、今回補正にも上げさせていただきますけれども、トイレの配置を決めさせていただきます。

試行は、中学校3校で行いました。試行前は保健室等の養護の先生に相談して、保健指導で手渡すという状況でございましたけれども、複数の学校では月に1人から2人、生徒が多いところは月に4、5人という現状でございました。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 中学校の場合は分かるんですけど、これはなぜ小学校のほうで実施されないのかという疑問が残るんです。高学年になれば生理も始まります。具体的に私も、保護者ではなくて、おばあさんのほうからお話を伺ったのですが、お孫さんが休み明けに小学校で急に生理になって、保健室に入る時間がなくトイレに行き仕方なしにティッシュで帰宅をしたということでした。そこで小学校の高学年にもそういう形で置いていただけないかと思ひまして、その辺をお聞かせ願いたいのですけれど。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 中学校には女子トイレに置きますが、小学校高学年におきましては保健の養護の先生に御相談をして配付してもらおうというようにしております。今後は、中学校から始まりましたので、段階的に検討してまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） それでは、早いこと段階的に討論を進めていって、早急に小学校、中学校、全学校にそういう形で生理用品が配置されることを望みます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問ですけれど、公共施設の男性用トイレにサンタリーボックスをとということで、このサンタリーボックスについては、県のホームページの中でも具体的に民間、そして公共施設の中に設置をしていただきたいという要望が上がっています。実際、熊本県の第3次熊本県がん対策推進計画の中で全体目標の一つにがんになっても自分らしく生きることのできる社会を実現すると、そういう目的でがん患者がいつも尊厳を持って安心して生活できる社会を目指す、その一つの取組として、膀胱がんなどの手術を受けた方、頻尿、尿漏れ、そして尿漏れのパッド、おむつを使用する方のため、男性用トイレにおけるサンタリーボックスの設置を呼びかけると、そういう内容で県のホームページの中に出ています。

実際女性用は一般的になっていますが、男性用のそういうボックスがあることはあるんですけど、なかなか一般的になっていないと、そういう形で、今後、公共施設、そして大型の商業施設のトイレにある程度設置を進めるような形はできないでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えいたします。

企画財政課の関連施設としましては、既に市役所本庁、北側別館、西側別館、一の宮の保健センター、並びに2つの支所、両支所の男性トイレにサンタリーボックスを設置しております。各種証明書の交付請求など、特に来庁される方が多数訪れる1階フロアを中心に現在

設置しておりますが、利用状況を見ながら、ほかのフロアについても設置を進めてまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 公共施設はある程度そういう設置が早いと思うんですけど、民間の商業施設、スーパーとか、コンビニとか、そういうところでの設置をある程度進めていくという形はできないのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 先ほどの質問の件でございますが、今後、やはり商店街や各店舗にはサンタリーボックスの設置が必要と考えておりますので、改めて周知を図っていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） それでは、周知とともに、ある程度補助金制度も必要になってくると思いますので、今後、その設置については予算を伴う形で考えていただきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 今後、例えば国の制度とか県の制度、そういったものをうまく使いながら、制度化できるものであれば実施していくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 分かりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

今、世間を騒がせている統一教会のピースロード名義後援についてですが、今、自民党の国会議員の過半数近くが統一教会とのつながりを持ったと報告していますが、これは、あくまでも自主申告であり、厳密な調査をしていけば膨大な数になると思います。それと同時に、地方自治体の中でも多くの議員が関与していると。そういうことで、統一教会自身が統一教会という名前ではなくて、いろいろな名称を使い、そして社会的な活動を行っているということで、自治体が後援をしていくことは、この団体がやはり自治体も認めたということでお墨つきを与えるのではないかという懸念が大いに持たれます。

それで、質問をさせていただきますが、市として統一教会についての見解ですね、どういう形で思っているのか、また、どういう組織であるんだと、そういう認識をされているのか、その辺をお聞きしたいのですが。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） お疲れさまです。

ピースロードに関連して、旧統一教会にどのような認識を持っているかということでございます。旧統一教会の問題につきましては、先ほど議員がおっしゃるとおり、政治家との関与や違法な宗教活動など、連日マスメディアで取り上げられている事態となっております。

旧統一教会につきましては、靈感商法や法外な献金を強要するなど、その不法行為、違法

行為が裁判で認定がなされているところでございます。違法な宗教活動によって、全国で被害、トラブルが相次ぎ、損害賠償を求める訴訟も起こされておりまして、社会的問題となっており、2021年の、これは全国霊感商法対策弁護士連絡会が把握している数字ですけれども、被害額は1,200億円を超えるという実態がありまして、市としましても反社会性の強い団体であるという認識を持っているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 全くそのとおりだと私も認識をしております。

そこで、お聞きしたんですけれども、今回、阿蘇市でピースロードの名義後援をやっていますが、これは2022年ですね。2020年から後援はやっておられると思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 「PEACE ROAD 2022 in KUMAMOTO」というイベントについて、本年度名義後援を行ったところでございます。このピースロードにつきましては、平成31年度から名義後援の依頼があっておりまして、本年度まで名義後援を行ったということになります。

なお、今年度につきましては開催期間中でありましたものですから、今年度のピースロードについては名義後援の取消しを行っているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） それでは、確認をしていきたいのですが、阿蘇市の名義後援の取扱基準の中で、ピースロードは参加費という形で会費をとっています。この場合、第5条第5項の中で、主催者団体は事業の終了後に速やかに実績報告書を提出すること、また徴収金がある場合は報告書に収支決算書を添付するという形で明記されています。ということであれば、過去のピースロードの運用実績について報告を受けたのか、それとも受けていないのか、その辺をお伺いしたいのですが。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） こちらについては、取扱基準に基づきまして、毎年、事業報告書の提出を受けているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 分かりました。

ということであれば、私としては、過去のピースロードの後援についても取消しを行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） このピースロードに限らず、過去に行いました旧統一教会の関連団体の後援につきましては、被害を受けられた方、それからその家族の心痛等を考えれば取り消すことの必要性も強く感じております。

ただ、既に終了した催事の名義後援を取り消すことは可能であると考えておりますが、過去に行ったものを取り消すことについては、他の自治体、それから関係団体の対応等も参考

にさせていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 他の自治体ということで、他の自治体の名前は私も今すぐに出ませんが、他の自治体では過去にあった統一教会の名義後援についてはすべて取り消すということを公に言っていますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 先週、県の教育委員会にお尋ねをさせていただきました。県の教育委員会では、過去の名義後援を行ったものについてはまだ検討中であるというお話を受けているところでございます。他の自治体、13市についてもお尋ねをしたところ、過去の部分については検討させていただいているという話を聞いているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ほかの自治体を取り消したら、阿蘇市も取り消すと。ではなくて、阿蘇市自体が実際取り消していくのか、いかないのか、そういう内容ですけど、現実的に違法な団体に対して名義後援をしたという事実はあるんですから、それに対して過ちは過ちでちゃんと認め、そして名義後援を取り消しますと、そういうことを言えばいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 議員がおっしゃるとおり、先ほども申しましたとおり、被害を受けられた方の心痛等も十分考慮する必要があるかと思えます。市としましても、形式的には過去の名義後援を取り消すことは可能なところでございます。

ただし、今、名義後援を行った団体のホームページ等を確認いたしますと、ほとんど閉鎖されておりまして、実際、名義後援を取り消すことの効果等がどうかということもありません。それについては名義後援を取り消したことに對する利益等も考慮しながら、形式的には、名義後援を取り消すことについては可能と思っておりますので、そうすることの効果等も考えながら、検討といいますか、前向きに進めさせていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 基本的に考え方が違うんですが、効果とか、そういう問題じゃないでしょう。実際、統一教会の中で被害を受けた方がいらっしゃる。その統一教会の名義後援をやったという事実が残るんですから、それに対して阿蘇市も名義後援は誤りであったということを認めると、そのことが大事だと思うんです。私は、自治体として、やはり被害にあわれた方を擁護するような立場に立つべきだと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 過去に行ったものについて、確かに議員がおっしゃるとおりでございます。実際、市としてもきちんとした審査等が行われたことでこういう事態が起こっております。ですので、そこについては、名義後援を取り消すことで市民の皆様が不安に思われている部分もあるかと思えますので、そのあたりについてはこれからその名義後援取消に向けて取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 私もこれ以上は追求しませんが、早急にこの統一協会の問題については、名義後援の取消しをお願いしたいと、そういうふうに思います。

そうしたら、次の質問に移らせていただきます。

それでは、今後の後援の取組に対しての対応ですね、今、大分いろいろと言いましたが、今後どういう態度で対応していくのか、その辺をはっきりとお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 今後の対応についてですけれども、今後の名義後援については、これまでどおり、取扱いの基準に基づきまして、団体要件、事業要件等を審査し、後援依頼をされてきた団体について聞き取り等も十分行いながら、また協賛団体、それから支援団体などの調査、さらに他の自治体の関係団体との情報共有も通じながら、名義後援の可否を判断すると。先般、国会議員さんが内閣に文書で質問しました質問趣意書の中で、旧統一教会の関連団体が25団体ほど出されておりました、その団体については市としても把握をしているところでございます。ただし、そのほかにも政治・文化・教育・流通・金融・医療など様々な分野で旧統一教会に関連する企業、団体等があるようでございます。この団体をすべて把握するというのはなかなか難しいところがございますので、先ほど言いましたとおり、名義後援の依頼があっている各自治体等といろいろ話合いを通じながら、今後、一切、旧統一教会に関連する団体の名義後援を行わないということで徹底した審査を行ってまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） それでは、統一教会に限らず、やはり反社会的な団体に対してのそういう調査ですね、名義後援をするに当たっては十分な調査を進めるよう、今後ともよろしくをお願いしたいと、そういうふうに要望をさせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきますが、次の質問もこれも大分長いんですが、時間も大分迫ってきたので、新型コロナウイルス感染症対応の総合交付金、それからコロナ禍における原油の価格、それから物価高騰に対応する交付金を、暮らし、営業を守る取組にという質問に移らせていただきます。

実際、毎月発表される全国の消費者物価指数によると、電気・ガス代は一昨年比に比べ2割増しの上昇、それから帝国データバンクの主要食品メーカーの値上げについても7,000品目に上り、平均で14%に達するというデータが出ています。

このような物価上昇の中、生活保護を受けている世帯、また障がい者、未成年者、寡婦世帯、年金受給者、ひとり親の世帯など、前年の所得が135万円以下であれば、204万円未満の方については、国独自で非課税世帯ということで5万円の支給を決定いたしました。時期については未定になってはいますが、非課税世帯への5万円の支給プラスアルファということで、市で独自に上乘せの支給はできないのかということで質問をさせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

今、議員も言われた中に書いてありますけれども、令和3年度及び令和4年度において国による住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業ということで10万円給付が実施されております。そのほかにも非課税世帯に向けた経済的支援施策は多種実施されております。また、国事業として今回新たに電気料金や食品価格の高騰に対する家計の負担軽減を目的としてということで、今おっしゃられたように5万円の給付が予定されているところであり、これらの状況を踏まえ、現時点で非課税世帯に対する国の給付等への独自上乗せは今のところ予定はしておりません。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 独自の支給はしないという、予定はないということですが、現実的に独居老人ですね、高齢者世帯、特に国民年金で暮らしておられる世帯は非常に経済的に厳しい状況に陥っていますので、具体的に非課税世帯という形で私は言いましたけれど、できればこういう高齢者世帯にもわたるような形で支給はできないのかと思います。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 先ほど答弁させていただきましたけれども、その5万円以外にもかなりいろんな事業、施策が実施されております。列挙するとあまりにも多すぎるので、省かせていただきますけれども、それが多いか少ないか、充足、足りているか、足りていないかというのはやはり何を基準にするかで答えは変わってくるところかと思っております。

福祉課としましては、制度に基づく現金給付等もちろん今後も国制度とかに基づき進めてまいります。非課税世帯でなくとも、収入はあるのに生活費が足りないなどの悩みを抱える方の相談に基づき、家計相談や多重債務などの負のスパイラルに陥った方々への支援も今進めているところです。なぜ生活が苦しいのか、その原因は特定の人だけに影響しているのか、その原因は一時的なものなのか、または健康で文化的な生活に支障があるかなどを見定めつつ、今後の支援を行っていくべきと考えております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 分かりました。同じ内容になりますが、やはり生活弱者に自治体としては目を向け支援をしていく必要があるということで要望をお伝えして、次の質問に移らせていただきます。

次は、運送業とか運搬業の事業者の燃料高騰に伴う経営支援ということで、実際一般のスタンドの値段はあまり上がっていない状態ですが、大型車両による給油スタンドでは大幅に値段が上がっているということです。というのは、大型車の場合、一般のスタンドには入れませんので、特定のスタンドという形で場所が決まってしまうと。そこでは、やはり値上げがされて、非常に毎月の燃料高騰で頭が痛いというのが、今、阿蘇市内の運送、それから運搬の業者の大きな悩みになっています。

この中で、今回、今年は県の持続化補助金とか国の持続化補助金がありました。実際金額的には法人で130万円の支給という形ですが、これでは今の物価高騰の中、やっていけないというのが実情であり、それで、それが運賃に転換できるかと言えば、すぐにはできないというのが大きな悩みになっておられると思います。そういう燃料高騰の対策として、融資な

り、それから補助金の制度が阿蘇市で市独自でできないか、その辺をお伺いしたいのですが。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ただ今の質問でございますが、運送業とか、そういったものに特定をした支援については、現在のところ考えておりません。

今回、1億1,600万円の補正を計上させていただきました。これについては、やはり事業者もそうですけれども、市民の方々も燃料費高騰については影響がっておりますので、そういった形で1億1,600万円を今回提案させていただいたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 提案は分かりますが、具体的にどういう形で事業者に対して振り分けていくのかという、そういう中身は。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 現在実施しておりますプレミアム商品券が事業者にとっても生活者にとっても広く支援できると判断しております、これが現在のところ最良な支援策かなというところで結論に至っております。

しかし、今後、国などの新たな支援制度などの動向も見ながら執行していきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 分かりました。このことについては、あまり質問をさせていただいても難しいという理解をさせていただきます。

それでは、次の問題に移りますが、肥料の高騰ということで、化成肥料が非常に上がっている状態です。

そこで、質問をさせていただきたいのですが、今年の米価は僅かに値上りをしてはいます。しかし、米の販売価格というのは、あくまでも1万5,000円です。それにほど遠い価格です。農家からは生産が続けられる米価をという切実な声が寄せられていますが、しかし、今回のような生産費用の暴騰は農家に大きいのしかかっています。

農林水産省の農業生産資材価格指数では、2020年を100として、今年の7月では119%、2割近く上がっていると。先月同月で10%上昇、うち化成肥料、総合肥料は、前年度比36.5%、1.3倍になっているという状態です。そして、それと同時に、農業機械の燃料、電気料、これも10%を超え11.9%に上がっているというのが統計になっています。

ところが、米の値段は11.6%下落をしています。農業団体、そして農家からは、概算金の引上げでは経費が増えた分、足りない、さらに離農が増えるのではないかとの声が上がっています。

そして、同時に農林水産省が始めた新たな肥料高騰対策の中で化成肥料低減率を、今年は9割にして、1割弱ですね、最終的には2割の化成肥料低減を実施するというので、計算をしてみれば、農家の肥料費購入は今年30万円あったとすれば、物価上昇率が1.5倍のときには、補助金率は、金額で言えば、5万5,000円です。ということは、20万円の肥料費が30万円に上がり、その10万円の差額、結局あと4万5,000円は足りないわけです。上昇分

においては足りない。そういう形になりますので。ところが、実際お米の単価が上がっているのかと言えば、その 4 万 5,000 円を補うだけの単価にはなっていない。そういう中で、やはり農林水産省の補助金の上乗せを市として独自に考えていく必要があるのではないかと思います、質問をさせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

阿蘇市は、米どころでもございまして、米価下落に対する農家の皆さん方の不安につきまして非常に厳しいものがございます。そういった中で、再生協議会等々でいろんな意味で産地交付金、また、とも補償を活用しました支援も執り行わせていただいているところでございます。なかなか価格転嫁ができないという部分で非常に厳しいものがございます。

今回、肥料高騰に対します独自支援という御質問でございますけれども、先ほど市議からありましたとおり、国のほうで化学肥料の 2 割低減の取組を行った農業者の皆さんに対しまして、肥料コスト上昇分の 7 割、また県のほうで 1 割 5 分上乗せという形でございますけれども、合わせまして 8 割 5 分の支援を行うことになっております。

そういった中で、このような状況から市の独自上乗せについては予定しておりませんけれども、今後は、県、また J A、関係機関と連携を行いまして、この支援策が農業者の皆様幅広く行き渡るよう事業周知を行ってまいりたいと思っております。

また、農作物に関しましては、今回の化学肥料低減の取組を行うわけでございますけれども、堆肥還元を今後はさらに促進を行いまして、堆肥で化学肥料の成分を補える分については堆肥で補うといった取組の実証も行いながら、安定した収量に結びつくよう関係機関と連携を行いましてやってまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） いろいろと取組は分かるんですが、現実的な問題として、やはり米が下がっていると。前渡金は若干上がっていますが、実際は経費とか、それを考えれば下がっているというのが実情です。県が 1 割 5 分負担するのであれば、市独自で 1 割 5 分負担をし、肥料についてはそういう制限を設けながら価格保障をしていくと、そういうことは非常に重要だと思うんです。というのも、やはり米作り、阿蘇においては、農家の位置づけというか、産業の中で大きな役割を果たしていると思っておりますので、それに対して支援をしていくというのは当然だと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今回の肥料高騰につきましては、今後、終期といったものがまだまだ見えておりません。そういった中で、先ほど申しましたとおり、化学肥料低減の取組に対して、さらなる堆肥の還元を用いまして、少しでも収量の向上、また安定した経営につながる部分で側面から関係機関と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） それでは、関係機関と協議をして、いい方向に持っていけるよう、よろしく願い申し上げまして、次の質問、時間がありませんが、ちょっと飛ばして、公営

住宅の所得判定について各種補助金を所得の除外にということで、その部分だけお聞きします。それでは、お願いします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長、時間がありませんので、まとめて。あと、2、3分しかございませんので。

○住環境課長（加藤勇二郎君） お疲れさまでございます。

ただ今の御質問は、公営住宅に入居されております個人事業主の方に支給されました持続化給付金等の関係かと思えます。これにつきましては、もともと国からも課税対象ということで申告しないと示されておりますこと、また家賃算定につきましてはそれぞれの収入に基づきます申告結果で判定しておりますので、現時点では持続化給付金等を公営住宅の算定から除外することは考えておりません。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君、時間がありません。まとめてください。

○6番（竹原祐一君） 時間がないので、端的に言いますが、これは公営住宅法施行令に関して言えば、そういう規定はしていないんです。ですから、これについては、また次回で質問をさせていただきます。

ということで、時間が来ましたので、私の質問はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 6番議員、竹原祐一君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後1時から再開いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（湯浅正司君） これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番議員、菅敏徳君の一般質問を許します。

菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） お疲れさまです。午後からの1番目の質問者ということで、10番議員、菅敏徳でございます。よろしくお願ひいたします。

通告書に沿って、次の2点質問するわけですが、まず最初に阿蘇市の持続可能なまちづくりに向けてということで質問するわけでしたが、2番目の水田活用の直接支払交付金制度について、ここまでひょっとしたら行き着けないかと思って、この2のほうから質問させていただきます。農政課長、よろしくお願ひします。

それで、質問するわけですが、先ほどから農家の厳しい経営状況が報告されております。水田活用の直接支払交付金制度について、農家の厳しい経営状況から見ると、心苦しいところがありますが、農林水産省はこの水活交付金の交付要件を厳格化するとあり

ます。この詳しい説明と対象地になるであろう面積等が分かれば、ここは難しいかと思いますが、農政課長、説明をよろしくお願いします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お疲れさまでございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

水田活用直接支払交付金制度でございますけれども、ただ今議員がおっしゃいますとおり、基準が厳格化されるといったところでございます。主な見直し内容でございますけれども、平成 29 年からの現行ルールで、これまで水張りのできない水田、その機能がない水田でございますけれども、そういった水田に関しまして交付金の対象外とする方針が示されておりましたけれども、こちらが改めて徹底されるといったところでございます。また、併せまして、今後、令和 4 年から令和 8 年までの 5 年間でございますけれども、一度も水張りがされていない水田、こちらについては水田機能を有する水田でございますけれども、令和 9 年以降に交付金の対象水田としないという国の方針が示されたところでございます。

これを受けまして、今回、冒頭に申し上げました水張りのできない水田でございますけれども、機能がない水田については、畑地化のほうに推進していくといったところで畑地化作物の部分を手厚く推進していくという形を現在計画しております。また、今後 5 年間、令和 8 年度までに一度も水張りがされない水田については、転作作物、また主食用米の米・麦・大豆のブロックローテーションあたりを、こちらについては工区単位、また水系単位でそれぞれ農家の皆さんに御協力いただきながらできないかといったところも現在計画を進めているところでございます。

また、2 つ目の御質問でございまして、面積でございます。今年度でございますけれども、これについては作物ごとの面積でよろしいでしょうか。

○10 番（菅 敏徳君） 全体でいいです。

○農政課長（佐伯寛文君） 全体でよろしいですか。

○10 番（菅 敏徳君） はい。

○農政課長（佐伯寛文君） 約 4,000 町歩でございまして、主食用米が約 1,900 町歩、また W C S につきましては 1,200 町歩といったところでございます。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 私たちも経済建設常任委員会の委員長と私、副委員長で地域農業再生協議会の委員ということであります。農政課長も出席され、この水活交付金について協議がなされております。阿蘇市の対象者、また対象面積は、非常に多くの方々が心配されております。その協議内容でも、ある農家の人たちも、1971 年に国の減反政策によって約 50 年間転作してきたということで、今さら水を張って稲を作れと言われても、水張りが難しい中山間地域に再び水を引くには膨大な経費がかかる。乾田や電気代がかさむ地下水をくみ上げる施設など、今の米の価格を考えたとき、再開するのは不可能ではないかと、この前、農家の方々が意見を出されておりました。

そのような中、農林水産省の方針が決まれば耕作放棄地や離農者も増えるのではないかと

予想されます。国や県との協議の中で、この農家の厳しい現状をどう捉えていただけるか。先ほど課長の説明がありましたが、今後5年間で水張りができない田んぼに交付金が来ないということで、手厚い保護を畑作ですということでご認識したところですが、そういったことをやはり約束事として国と進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今後5年間、水張りができない水田は交付対象外という方針でございますけれども、これについては、あくまでも国の方針でございます。現段階でございますけれども、この過程での課題を把握・検証しつつ、国としても対応していくといったところでございます。したがって、方針は示されておりますけれども、地域性、阿蘇市は非常に県内、また西日本でも有数の米どころでございます。そういった中で、生産者の声を最大限、国・県につなげられるよう、今後の再生協議会、また関係機関と連携の中で取組を行ってまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 課長、ありがとうございます。先ほどから言われております農家経営はすごく厳しい状況にあります。また、交付金がなくなることになれば追い打ちをかけるように離農者が増えるかと思っておりますので、その辺は十分配慮していただき、また今後検討していただきたいと思っております。くれぐれもよろしく願いしておきます。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） それでは、最初に戻ります。

まず最初に、阿蘇市の持続可能なまちづくりに向けてという質問をするわけですが、人口減少社会を迎え、東京をはじめとした都市への人口集中が一層進む中、各地方では都市への人口流失に伴う人口の社会減を克服することが地域の活力を維持するための喫緊の課題になっていると思われま。

現在、阿蘇市で取り組まれている阿蘇市総合計画の中に策定されている教育・医療・福祉・防災・経済・環境の保全や人口減少など様々な施策がある中で、本市人口の社会減を抑制するための移住・定住の推進や子育て支援について質問いたします。

質問する前に、私、阿蘇市の人口減少がとても気がかりになりまして、今度、人口減少策について質問するわけですが、資料をそろえてくれと次長に言いましたところ、こんな資料をそろえてくれました。その中で、この資料を見ながら質問させていただきます。

まず、阿蘇市の人口と世帯数、高齢化率の推移、また将来の推計はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） お疲れさまです。ただ今の御質問、人口と世帯数、高齢化率の推移についてお答えいたします。

阿蘇市の人口としまして、平成17年3万154人、平成22年2万8,931人、平成27年2

万 7,723 人、令和 2 年 2 万 5,766 人、令和 4 年 2 万 4,983 人でございます。

次に、世帯数としまして、平成 17 年 1 万 497 世帯、平成 22 年 1 万 1,000 世帯、平成 27 年 1 万 1,281 世帯、令和 2 年 1 万 1,501 世帯、令和 4 年 1 万 1,537 世帯でございます。

次に、高齢化率の推移としまして、老年人口 65 歳以上の人口と人口に対する割合としまして、平成 17 年 8,527 人、28.3%、平成 22 年 8,841 人、30.6%、平成 27 年 9,364 人、33.8%、令和 2 年 9,852 人、38.2%、令和 4 年 9,898 人、39.6%でございます。

これらの数値につきましては、すべて各年 3 月 31 日現在の数値でございます。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 課長、丁寧な答弁、ありがとうございました。

それで、推移を企画財政課長、お願いします。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 将来の推計についてお答えしたいと思います。

厚生労働省の関係機関であります国立社会保障・人口問題研究所によれば、本市の 2060 年の推計人口につきましては 1 万 5,000 人を下回ると予想されております。

なお、令和 2 年 3 月策定の第 2 期阿蘇市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2060 年の将来人口について 2 万人を維持することを目標として掲げております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 先ほどの答弁の中でも、人口は平成 17 年から令和 2 年の間で約 4,500 人ほど減少しております。しかし、世帯数は満ちております。やはり核家族化が進むことにより、こういった世帯数が増えているのかと思っておりますが、今後これを見たとき、空き家対策が非常に大きな課題になってくるのではと思っております。また、年少人口率も、令和 2 年度は 11%ということで非常に少なくなっております。老年人口率も 40%ということで、10 人に 4 人が 65 歳になるわけでございます。そういったことで、これは日本の人口の社会減ということで仕方ありませんが、統計的に見まして、日本も 9,000 万人になると予想されるということも言われております。

そういった中で、阿蘇市として、この社会減を克服する取組、また 2040 年度 2 万人を確保する取組、そういった取組としてどのような取組がなされているか、お答えいただきます。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 人口増のためにはということで、非常に大きなテーマでございます。議員がおっしゃったとおり、日本国内の総人口が 2008 年以降、減少局面に入っております。2040 年代頃には毎年 100 万人程度の減少スピードにまで加速されると見込まれております。

本市におきましても、特に平成 28 年の熊本地震以降、人口減少が急速に進んでおまして、若年層を中心とした転出超過による社会減に歯止めをかけまして、仕事と人の好循環による持続可能な地域社会の創造を目指すこととしております。そのためには、令和 2 年 3 月に先ほど申し上げました第 2 期阿蘇市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しておりますが、この中で 4 つの基本目標を掲げております。まず、1 点目としまして、阿蘇市の産業を

支え新たな雇用を創出すること。それから、2 点目としまして、阿蘇市へ新しいひとの流れを作ること。3 点目としまして、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること。4 点目としまして、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域をつなげること。この 4 つの基本目標を掲げておまして、人口減少克服に向けまして 18 の施策を推進することとしております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） よく分かりました。

それで、私が提案する施策といいますか、人口の社会減を克服する特色ある取組ということで、北は北海道から南は香川県高松市までのプロジェクトを読んだわけでございます。本市も度重なる大きな災害で財政が厳しいことは分かっておりますが、全国の自治体が若い子育て世代をターゲットとした特色ある取組の促進に向けて施策を打ち出しております。空き家バンク事業はもちろんのこと、Uターン者や移住・定住された方々の支援策として移住促進事業、これは改修費に充てる事業ですが、空き家バンクを利用して購入した人がリフォームするのに少し支援ができないかという事業でございます。また、家を新築された世帯、これは申請者が 40 歳未満で子どもがいる夫婦など、この事業にはそういった確約がされております。また、ほかに移住者の起業支援事業、阿蘇市にも都会から移住され創業されている人が数名いらっしゃるという聞いております。また、成功されているとも聞いております。知らない土地に来て、創業で相談員がいたり、少しでも起業支援があれば助かるということを伺いました。阿蘇市にもこのような支援策があるのか、ないとすれば検討してみたいかかと思ひ提案するわけでございますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） お疲れさまです。

今の御質問ですけれども、今、商店の空き店舗対策の支援は 3 年間ということでやっております。それ以外については、移住・定住に関する金銭的な応援制度というのは、今のところ考えておりません。それよりも、阿蘇市に帰って暮らしてみたいと思ってもらえるような環境づくりとか、あるいは子育てとか教育、医療、雇用などの様々な環境を正確に情報発信していくことも必要ではないかと考えております。なので、引き続き空き家バンクのホームページでもって、さらに充実を図って、本市への誘引を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） やはり都会から移住されてきた人は、起業する人が非常に多いそうです。そこで、先ほどから空き家が非常に多くなるのが課題になるのかと思っております。また、いい面もあると思います。これから、リモートワークやオンラインなどで阿蘇の環境に慣れ親しんで仕事ができることになれば、ひよっとしたら空き家バンクもいっぱいになって、あと 10 年後は移住者がいっぱいになりはしないかという期待もあります。そういった期待で、やはり財源が必要になってくると思いますが、財源が少し緩やかになればこういったことも検討していただいて、移住・定住につなげていただきたいと思います。よろしくお

願います。

○議長（湯淺正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） それから、3番目です。本市における子育て支援事業はどのような事業があるのか、お尋ねいたします。

○議長（湯淺正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） お疲れさまです。ただ今の質問にお答えします。

現在、子育て世代を応援する阿蘇市の独自事業として、福祉課では子育て世代の経済的支援施策の一環として18歳までの子育てにおける医療費の自己負担額を完全無償化とする子ども医療助成事業、予算額8,040万円、第3子以降の子どもに対して3歳まで月2万円を助成する育児手当制度、予算額3,200万円の助成を行っております。

また、健康推進課においては、出産前から子育て期の健康把握、相談支援施策の一環として、乳児家庭全戸訪問、産後ケア、3か月健診、7か月健診、もうすぐ1歳歯科健診と、段階的な子育て中の保護者の方々に対し育児不安解消等の支援を行っています。

そのほか国が推奨する補助事業というものがあるんですけども、その13事業のうち、既に12事業、こちらにも着手、制度化しておりまして取り組んでおります。

独自事業、補助事業を含め、既に多種多数の事業を実施しているところです。また、その充実度及び利用度も高いと認識しているところです。

○議長（湯淺正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 今、課長が言われました13事業のうち12事業、国の事業を受けているということで非常に阿蘇市も手厚い保護がされていると思っているわけですが、この特色ある取組を見ましたところ、いろんな自治体が一般質問の中にもよく出てきます給食費の完全無償化などをうたっております。思い切って、課長、阿蘇市もふるさと納税分を充てるとか、議員が2名削減されます。その議員報酬を充てるとか、思い切った施策をして、若い人を呼び込むような施策ができないかと思っております。

それから、そのほかにも妊婦安心出産支援事業、これもこの資料の中にあつたわけですが、妊婦さんの健康診断をする交通手段の往復のお金を支援するとか、また産前・産後、先ほど言われましたサポート事業、やはり妊婦さんに優しいまちというキャッチフレーズでこういった訪問事業、妊婦の食事診断事業、栄養相談など、いろんなことがお金がかからなくてもできるような気がします。そういった妊婦さんに優しいまちづくりということで進めれば、また若い人も集まってくるのかなという気もします。いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 妊婦さんについても、今、いろいろ健康増進課では事業を進めているところです。

先ほど特色あるということでしたけれど、今後、阿蘇市においても保育園や認定こども園に対し特色ある保育、いろんな事業とか、そういったものに対する助成制度を創設して、保護者等に対する金銭支援のみではなく、そういった子どもに潜在する可能性を伸ばすなど、子どもたちの未来への応援支援となる事業をやっていけないかということで今計画中でござ

います。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） どうもありがとうございました。課長、またよろしく願います。

続きまして、阿蘇市独自の移住・定住促進パンフレットのハンドブックを作成できないかという質問にまいります。

その前に、今回の補正予算に組まれていましたパンフレットの中身がハンドブックと整合性があると思われますので、パンフレットの中身の説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 先ほどの移住・定住のパンフレットの件でございますが、今回 300 万円計上させていただきました。これについては、移住・定住に関する相談会でありますとかイベント等で活用したりもしますが、県内外の企業などにも広く情報発信しながら移住・定住を促進することを目的として作成いたします。

今回、T SMC も進出してきているということで、それを見越した就労人口とか交流人口、そういったものの増加も見据えて、今回のパンフレットについては、日本語、英語、それから台湾語も作成する予定にしております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 300 万円で作成し、企業等に配布するというところでございますが、このパンフレットの内容も私独自にやはり阿蘇独自の自然豊かな環境や手厚い子育て支援、また世界遺産の候補地である世界一のカルデラの中で教育や子育てができ、都会の人がうらやましがらうような情報発信をしていただければ、まだ移住者も少し増えてくるのかと思いますので、そういったところも入れてほしいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） もちろん阿蘇市の魅力を最大限に情報提供させていただきながら、子育てとか医療面とか雇用に関する情報を網羅した形で、それと、今現在、空き家バンクで情報提供しております現在の阿蘇市の制度の情報なども盛り込んだ中で掲載を考えております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 課長、それでは、ハンドブックの作成に移らせていただきます。このハンドブックの作成というのが、移住・定住を希望されている方々が地域を散策しながら 117 行政区にある各行政区の独自のイベントや祭り、区の諸行事、例えば、野焼き、輪地切り、堤防草切りなどの有無ですね、あるか、ないか、出なければならぬか、出なくてもいいか、そのような情報が事前に分かれば、移住してきたとき、地域の人たちが早くなじむのではないかと思います。それといいますのは、移住はしたが、地域の人たちとこういった区役などに出なければならぬとは知らなかったとか、そういった問題が出て、移住者も困るようなところがあるかと思うんです。だから、阿蘇市独自の自然豊かな環境などの紹介と

一緒に、そういった地域の情報、そういったのを小さいハンドブックにして作れば、その人たちが行政区に行き、ここはこういった催物があるんだとか、こういったところがあるんだとか、一目瞭然で分かるような感じがするんです。そういったことができれば、移住者が多くなる。そういったことも考えの一つではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ハンドブックに関しては、似たような内容のものが、3年前からワーケーション事業で取り組んでおります。ワーケーションにおいても、よその方が阿蘇に滞在していくための環境を紹介しないといけないので、例えば食事するところとか、夜の過ごし方とか、主に過ごし方の冊子をコンパクトサイズで作っているものがあります。それを踏まえて、今、議員がおっしゃったような内容はまだ不足しているので、そういったところも今後の検討として捉えておきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 課長、ありがとうございます。

続きまして、ひのくに会館跡地の有効活用ということで質問いたします。

先の一般質問でひのくに会館に特化した地域住民の代表者を交えた検討委員会を立ち上げてはという質問をいたしました。将来、阿蘇市にとって最善で有益となるよう時期を見て判断したいという答弁がありました。その後、進展があったのか、お伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 今の検討会の状況でございますが、現在のところ、新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、進展はございません。しかし、周囲には民間の保養施設もありまして、そこの事業者などと連携できないか、調整できないかという事務レベルでの協議は進めているところでございます。今のところ、そういった状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 進展がないということでございます。私も隣の企業の人と話したんですけど、「そら、菅さん、ぜひ進めてくれんかい、私たちもそれに乗っていくばい」ということを、隣の保養所の内牧のトップの人が私たちと話して、そういったことを言われましたが、ぜひ進めていただきたいと思います。

私は、人口減少を抑えるためにも、子育て世代を対象とした移住・定住を促進するため、住宅化に向けた環境の整備を行ってほしいと最後に付け加えておきますので、よろしく願いしておきます。

続きまして、TSMC進出に伴う検討委員会における審議の進捗状況ということでお伺いいたします。

TSMCの進出計画を受け、本市の特色ある持続可能な取組を示すとあります。副市長をリーダーとする3つの検討委員会で協議を重ねるとありますが、協議の内容と協議の進捗具合を言える範囲でいいですので、お答えください。副市長。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたように、T S M Cの進出に向けて庁内の検討チームをつくっておりまして、3つの部会に分けて、今検討を進めているところでございます。職員の意見を聞きながら、どういった方向性があるのかということから始めまして、これまでに数回会議を重ねているところでございます。

大きな方向性としては、やはり阿蘇の特色を生かした施策だろうということでございます。阿蘇の特色は何かというと、やはり観光を中心とした交流人口、そこだろうということでございます。菊陽町周辺、まだ空いている土地はたくさんございますので、同じように企業誘致とか、住宅開発とか、同じ机に乗って、言い方は悪いですが、競争してもなかなか勝ち目はないのかなということがございます。やはり阿蘇の特色を生かした、そういった交流人口の増加を目指して、取りあえずそこから取り組んでいこうと。そういった中で、議員がおっしゃいますように、阿蘇を気に入っていただければ住んでみようかという話になってくると思いますので、まず訪れていただくことが大事かと思っております。

それから、熊本県における阿蘇の阿蘇市の立ち位置といいますか、熊本県はT S M Cを誘致したということで、今、県全体が少し盛り上がりまして、やはり観光というところになりますと、熊本県の中心は阿蘇だろうということでございます。いろんな企業にも土曜・日曜の休暇の過ごし方、これについてもこういうところがあるよということでPRして、阿蘇に行ってみようということも大事かと思っておりますので、これらも含めまして熊本県にも働きかけていこうかというところで今動き始めるところでございます。

以上になります。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 観光の人口を増やすということで、私も今も行っていますけれど、大津の現場に新築に行っているんです。やはり造成が進んでおります。本当T S M Cから10分ぐらいのところいっぱい造成がなされております。しかし、暑いです。これは、人間が住むところじゃないように、昼間から一日中エアコンをつけておかないと住めないようなところでございます。それから帰ってきて、阿蘇に住むと、阿蘇がこんなによかったのかなと思うような環境であります。そういった人が少なからずいるのではないかと思います。

そこで、この前、新聞紙上で目を疑うようなことにびっくりしました。菊陽町に建設する新工場の県内の経済波及効果が2022年度から2031年度までの10年間で約4兆2,900億円に上ると試算が出たということでございます。これは桁が1つ違うんじゃないかと思うようなことでございますが、T S M C進出に伴い80社が県内に新たに拠点を構えたら雇用だけで約7,500人が雇用されると言われております。

そこで、今後、建屋の建設が本格化するわけですが、それに伴う県外の建設業者の従業員も何千名と来られると思います。そういった宿泊施設などの提供の情報発信もすることによって阿蘇市も活性化するんじゃないかと思いますが、最後に答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の御意見でございます。確かにT S M C以外にやはり裾野

の広い産業のようであり、国内にも相当な数の企業がございます。ですから、そういった企業訪問とかも大事な事かと思っております。

今、最後に御質問がありました建設業者に対する居住の提供、これにつきましては、やはり検討チームの中でも話が上がっておりまして、そこも大事なところだろうということで話が出ております。そういった面を含めまして、観光課あたりから各旅館業者の方たちにも働きかけとかをやっていく予定でございます。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） ありがとうございます。

以上をもちまして、一般質問を終わります。答弁していただきました部課長さん、ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 10番議員、菅敏徳君の一般質問が終わりました。

続きまして、3番議員、児玉正孝君の一般質問を許します。

児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 3番議員、児玉正孝です。

7月27日に発生しました阿蘇小学校体育館天井付近の非構造部材の落下の事故では、幸いにも夏休み中でありまして、誰も子どもたちが被害を受けるようなことはありませんでした。その場に誰もいなかったということは不幸中の幸いであったかと思っております。

現在、体育館は使用できない状態ですが、地域住民にとっても非常に大切な場所になっております。夏の住民健診も乙姫体育館で実施をされたわけですから。学校施設は、昨日のような避難指示の発令や、また災害発生時には地域の避難所となって、児童生徒、また地域住民の命を守る非常に重要な防災拠点になるわけですから。阿蘇小学校体育館は築36年、その次に古いのが波野中学校体育館で築31年、そして内牧小学校体育館ではないかと思っております。いずれも地域の防災拠点であって、存在すること自体で地域住民にとっては安心して生活ができています。

今回の体育館の調査によれば建て替えが望ましいとなっており、そうなれば長い期間を要して、住民の不安が募ります。一刻も早く補助事業で再築ができるよう優先課題としての取組を望むところであります。

では、最初の質問になります。児童生徒の安心・安全を確保する対策についてであります。午前中、園田議員も質問されましたが、もう少し詳しくお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、学校保健安全法に基づく学校施設・設備の安全点検は、阿蘇市ではどのように実施されておられますか。点検の目的と主体、実施時期、方法等を定めた点検実施計画が策定されていると思っておりますけれども、その内容を教育課長にお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

学校保健安全法施行規則の第28条に学期1回以上点検を行いなさいというのがあります。これについては、学校で教職員が点検を行っております。

今、御質問がありました学校保健安全法以外の法令、建築基準法の中に法定点検というのがありまして、その中で建築の設備とか、高圧などの電気工作物の設備、浄化槽の設備、それからエレベーターなどの昇降機、運動場の遊具、これについては、毎年、専門業者に発注して点検を行っているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 学校保健安全法施行規則第28条ということでございました。児童生徒、教職員の生命、また身体の安全を確保し、学校が児童生徒にとりまして安全な場所であればならないと、これを担保するために、今おっしゃいました学校保健安全法があると思います。

学校保健安全法施行規則第29条では「設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない」とあるわけです。教職員の方々は、ただ単に観察をするだけではなくて、施設設備の置かれている環境と、これを考慮して、目視あるいは触って揺り動かす、たたいてみる、遊具であればぶら下がってみる、こういう負荷をかけてみると、いろいろな方法で点検をなさっていると私は思っているわけです。

今回崩落した天井付近の非構造部材、この議場でありまして照明器具あるいは壁、天井、こういうものが全部非構造部材でございますけれども、学校の体育館のような広いところで、しかも天井は離れていて断熱材で被覆されているわけですから、仮に従前から剥離しかけたということであっても日常の点検、あるいは、先ほどおっしゃいました施行規則第28条での定期の安全点検のうち、毎月1回、学期1回以上の点検では発見が難しかったのではないかと推測いたしますが、課長、いかがお考えですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

現在、学期1回、毎月1回、教職員によります校舎、体育館、プール、樹木等は、目視で点検を行っております。今回の体育館におきましても覆っている部材がありまして、その部材が3センチ以上あったということで、その部分は目視では発見しにくい構造となっております。今回、全員協議会で御報告申し上げましたように、詳細な調査を行った結果、40か所あるうちの12か所が剥落していたということで御報告させていただいたわけでございます。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） ありがとうございます。

平成30年6月の大阪北部地震のときに、学校施設のブロック塀が崩壊して、小学校4年生の女子児童が亡くなったというのは皆さん記憶に新しいかと思えます。この学校は、事故が起きる3年前の平成27年に学校が招いた外部の専門家から危険性を指摘されていたということがありました。それにもかかわらず、市教委は、学校長から専門家よりブロック塀の倒壊危険性が高いという指摘を受けたということを報告しながらも安易に問題がないと判断をしているわけです。建築士などの資格を持たない市教委の職員2名が別な用件で学校に行き、校長からブロック塀を見てくれということで言われてから、外見を確認して、棒で軽く

たいて、問題はないと判断をしたということがありました。

教育課長は、こういう事例があるわけですが、どのように感じられるか。また、阿蘇市では学校現場からこのような事案に類似する報告が上がってきた場合、そういう取扱いはマニュアル化してあるのかどうか。そしてまた、あれば今までの実績、これを御回答をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

通常の事故報告がございましたときに内部で検討いたします。私たちができない調査の部分については、やっぱり補正を組んで専門家に発注をしていくというふうに基本的には思っております。それに似た部分で学校の校庭にある遊具等の事故の場合も、そういう手順で遊具を撤去したケースはございます。私たちができる部分は、専門家ではありませんので、目視による部分でございまして、今回の阿蘇小学校の体育館におきましても専門的な劣化度調査というのを行いまして、張り付いている部材を剥いで、専門的に見て、そういう専門的な部分から御意見をいただきましたので、今後、建て替えの方向でいったほうがいいんじゃないかという方向性を出しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 事故が起きないこと、起こさないこと、万が一にも事故が発生した場合には、被害を最小限にとめると、これが危機管理であると思っております。市内の児童生徒1,756名の安心・安全を守るために、教育課は頑張ってくださいませよう、よろしくをお願いいたします。課長、ありがとうございました。

次に、教職員の負担軽減のために安全点検を外部委託できないかという質問でございます。学校の先生方、現場の先生方は限られた人数でございまして、あれもこれもといろんな苦勞をされております。市は、学校設置者として施設・設備の点検実施を法律により義務化されております。今回の非構造物部材落下事故によって日常の安全点検に今までより多くの時間をかけられているのではないかと私は推測をしておりますが、特別な指示は、教育長、なさいましたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（坂梨光一君） ただ今の御質問にお答えします。

まず、議員がおっしゃっておられます阿蘇小学校体育館天井付近の内壁の一部落下につきましては、今回人的被害こそありませんでしたけれども、大変重大な事故につながるおそれがあるものと重く受け止めているところです。調査、そしてまた検証の中で早期に再開できるよう、私たちのほうでも努めてまいりたいと思っておりますし、また、小学校におきましては2学期以降の教育活動に大変御不便をおかけしているところですが、校長先生方等のお話も伺いながら、教育委員会としましても精いっぱい支援をしてみたいと思っております。

ただ今御質問いただきました件につきまして、まず学校におきましての児童生徒の安全に関わる問題につきましては、本当に施設・設備・組織・整備充実を図ることに努めていると

ころですけれども、点検におきましては、先ほど課長からもありました。その中で、日頃、子どもたちが非常によく使用しております校舎内外、特に教室・廊下・階段・トイレ・手洗い場等も先生方と子どもたちと一緒に過ごす時間も長くなっております。日常点検が非常に大切だと言われている中に、月1回の点検を計画的に、そしてまた教職員の皆様に組織的に点検をお願いしているところです。

負担がないのかと言われれば、このあたりは改めてそれぞれ御担当いただいています施設とか、また経験等もあると思いますので、再度、校長先生方に点検のあるべき検証等も行いながら、引き続き安心して子どもたちが生活できる環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） ありがとうございます。

教員の勤務実態が過酷であるという報道がいつもなされているわけですが、少子化が進んでいるにもかかわらず、デジタル化の対応などで業務が拡大をしていると私は思っております。授業以外の負担が重く、なり手不足で産休や育休に入られた先生の代わりがなかなか見つからないということが報道されておりますが、阿蘇市でも同じようなことではないかと思えます。市でも非正規雇用の講師の先生方が担任をされているということがあります。これが実態だと私は認識しております。

国では、教育現場教員、先生方の負担軽減の一環として10年有効の教員免許更新制度を撤廃したと思えます。また、免許を失効している人でも再申請をすれば教壇に立つことができるようになったと認識をしているわけですが、これは代わりの先生を探すときには大きな進展ではないかと思えますが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（坂梨光一君） 今の御質問にお答えいたします。

免許制度の件もお話しいただきました。改めて教育現場の中で先生方がどこに負担を感じながら、しかし、目の前にいる子どもたちに全力で教育に関わりたい、そういった情熱を持った先生方が本当に安心して教育に携わることができる環境づくり、私たち自身の責務でもあると考えております。なかなか教師不足、教員不足が叫ばれている中でありますけれども、支援員の皆様方のお力もお借りしながら、また教科指導だけでなく、子どもたちの健康安全面を守り育てることも教師としての仕事の一つだと考えておりますので、日々共に過ごしております児童生徒とともに、支援員の皆様方のお力もお借りしながら、管理職のリーダーシップを発揮いただきながら、安全な、そして安心して学べる環境づくりに引き続き努めてまいりたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 教育長のおっしゃるとおりと私も思います。先生方も一生懸命限られた時間、あるいは自分の受け持ち範囲の中で一生懸命されていると思えます。また今後ともよろしく申し上げます。教育長、ありがとうございました。

施設・設備の点検の件でありますけれども、先ほど課長がおっしゃっておられましたように、別に建築基準法に基づいた1年から3年周期の法定点検というのがあるかと思えます。決算書でも計上されているところですが、先生方は、今、教育長がおっしゃいましたように、日常点検から定期点検まで子どもたちの安心・安全を守るためにやっぱりやらなければならないことが多くあると思えます。これは大変だと思えます。学校を支援する制度としては、県の教育支援制度、いわゆるサポーター制度で、以前の用務員的な仕事をなさる方がいらっしゃると思っております。先生方はとても助かっているのではないかと私は思うわけです。

ここで、提案ですけれども、教職員の負担低減を目的とした定期的に施設・設備の点検をする人、専門的な見地から判断できるそれなりの資格を持った人を臨時で雇用することはできないかということでございます。通称ビル管理士と言われる建築物環境衛生管理技術者という国家資格を持った人ですけれども、阿蘇市の場合、いずれの校舎も8,000平米に満たないので、ビル管理士を選任する義務はないと認識いたしますが、教育課長、間違いありませんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 児玉議員、答えの前に、質問は簡潔にお願いいたします。

教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

ビル管理士ですか、安全点検を外部に委託できないかという御質問ということで、先ほど教育長から御回答がありましたように、現在、教職員で毎月1回の校舎と周辺もやっております。それから、毎日、担任の先生、それから学校で子どもたちが安全に暮らせるようにということで日々変わる得る学校施設の維持管理としては、学校の先生たちによる点検は必要だと認識しております。今後とも学校に理解と協力をいただきながら、現状の点検を継続してまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） ありがとうございます。先ほど申し上げましたビル管理士でなくても、相当するような専門資格を持った人が定期的に点検をしますと、先生方もこの業務に関しては負担の低減になるのではないかと、そしてゆとりを持って子どもたちに接することができるのではないかと考えますので、検討をどうぞよろしくお願いいたします。課長、ありがとうございます。

次の質問でございます。2番目です。阿蘇山上観光であります。昨年10月20日の噴火によって、それまでに進行していた噴火口周辺の整備計画も一緒に吹き飛ばしてしまいました。ガス検知器や転落防止柵、あるいは監視所、また中岳中央火口縁地Eゾーンの整備の進捗状況を観光課長にお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今の御質問は、被災を受けた中でもEゾーン、新しい見学エリアの進捗ということでございます。今度の9月補正で、Eゾーンはやっぱり近かったのですが、被災しております。1,000万円計上させていただきました。その中の200万円は価格高騰によるものでございます。800万円が災害復旧費になるんですが、進捗としましては、道路が

約 300 メートルぐらいあります。そして、バス転回場、遊歩道とあるんですけれども、今、先に一番必要な退避壕 2 基を急いで造る必要があります。寒さでコンクリートが固まらないからですね。それで、県にまず作業道として、下層路の部分までできた 300 メートルの道を使わせています。そして、今やっているんですが、ちょうど下層路の部分までできたところで噴火が発生しまして、そしてケーブル管だけを道路の中に埋設していたわけです。その埋設管の 3 分の 2 に火山灰が入ってしまい、火山灰を除去して復旧作業をするという工事を今から始めます。Eゾーン自体は、ただ 2 月末までが工期ですので、それには間に合うというところの進捗であります。工期自体には問題はありますが、今その復旧工事が加わったというところで進んでおります。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 退避壕は、Eゾーンに 2 つ、そして Bゾーンに 5 つぐらいあったんですか。これは国の管理費用でしたか。

今まで火口見学しておりました 4 つのゾーン、Bゾーンが主な場所だったわけですがけれども、Bゾーンの火山ガスが 5ppm を超えれば見学禁止ということでありました。この場合に Eゾーンができておれば、Bゾーンに立ち入らずにバスで 400 メートルの道路舗装を往復させて、見学させるということですね。そして、もし Bゾーンも開放しているときには、Eゾーンも開放してあるということでしょうか。お願いします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今、防災協議会と協議している中での運用は、やはり Bゾーンが見学できないときに Eゾーンを開けるということになっています。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） Eゾーンは湯だまりが見えて、とてもいい場所ですけど、それは残念なことと思いますが、ぜひとも両方とも見学できるような対策を取っていただきたいと思います。2 月末までの工期は間に合うということで安心をいたしました。ありがとうございました。

先週の熊日新聞では外国人観光客を迎えるに当たって、風景の観光よりも日本の日常を味わわせたほうがいいんじゃないかということでいろんな記事が載っておりまして、台湾の観光客はとても多いということで、これを大事にしようということが載ってありました。

インバウンドも政府の施策で 10 月にも入国制限は撤廃ということでありますので、阿蘇市のいろいろな情報発信を期待しております。

次に、草千里一帯の環境整備ということでもあります。以前、博物館周辺の山林、雑木の伐採が実施されて、景観がよくなっていて、国立公園満喫プロジェクトで整備されたと思えますけれども、展望デッキが設置をされております。多くの観光客が足を止めておりますけれども、ただ、駐車スペースがとても少なく混雑を招いていると思います。地震で崩落した北側のスペースがそのままになっておりますけれども、これはどういうことでしょうか。どなたか返答をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今の御質問の場所は、ヘアピンカーブの柵、右側、崩落したところでしょう。

○3番（児玉正孝君） 今ある駐車場の反対側です。

○観光課長（秦 美保子君） あそこは、特にあのままです。あそこには入ってはいけないというところになっています。

○3番（児玉正孝君） もったいない。

○観光課長（秦 美保子君） なので、草千里展望所ができたというところで、県の考え方としては、今のところ、お客さんの利用は考えていないというところでございます。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 課長、ありがとうございました。

この辺一帯は噴火口の眺望もよく、草千里一帯、あるいは西には有明海とか、よく見える絶景ポイントと私は思います。近くには古くから草千里を管理、開発をされてきた南山原野管理組合の記念碑がありました。ここでは千里ヶ浜への今までの思いを綴ってありまして、先達の熱い気持ちが伝わったと思います。

そして、この展望デッキから火口のほうを見ますと、眼下の 50 メートルほどに杉山が見えます。レストランの裏手になるところですけれども、この場所を伐採整備ということで、今回一般補正予算で計上、可決されております。観光庁の補助事業と、そして市の持ち出しで環境共生基金からの支出ですけれども、地元の今まで野焼きとかをされてきた管理組合は非常に喜んでおります。野焼きの際には焼き込むおそれがあって、全くここら辺は野焼きができなかったわけですけれども。

○議長（湯浅正司君） 児玉議員、質問をお願いいたします。

○3番（児玉正孝君） はい、今の事業ですけれども、今まで輪地焼きもできなかったということでしたが、この事業をいつ完工するのかを住環境課長にお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 草千里レストラン裏の伐採事業につきましては、草千里一帯の眺望、それから景観の向上を目的としまして、平成 21 年から平成 23 年にかけて、西側展望所から順次実施してきたところがございますけれども、事情によりまして、東側の約 0.5 ヘクタールについては残っていたような状況でございます。

このたび、南山原野管理組合から野焼きの際の延焼を懸念され、改めて伐採の要望書が提出されたこと、また関係者の御理解、それから A S O 環境共生基金運用委員会の承認も得られましたことから、改めまして環境共生基金と一部観光庁の補助金を活用いたしまして、伐採を計画し、今回補正予算で御承認をいただいたところでございます。

時期につきましては、3 月の野焼き前までには終了したいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 現地はかなり傾斜地になっておりまして、土砂の流出等を防ぐために土留め工事をされると思いますけれども、恐らく木材で横矢板を施工するような方法ではないかと思えます。輪地切りとか野焼きまで地元の方は動噴を準備しておりますけれども、

この工事をする際に作業道、これを輪地切りとか、いわゆる防火帯として残していただければとても管理がしやすく、木が焼けたり、そういうことはしないと思いますけれども、これはできないでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 事業実施に当たりまして、今後レストラン事業者等と協議を詰めていきたいと思っております。管理組合も当然一緒に協議をしてみたいと思っております。その中で、レストラン等への延焼防止については、いろいろ調整、検討しながら、それに対する対策というのは取っていききたいと思います。どういう方法ができるか分かりませんが、協議に併せて検討していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 課長、ありがとうございます。景観整備を進めるにあたり、大事な場所ですので、よろしく願いいたします。

次の質問です。有害鳥獣対策の進捗ということで、農政課長にお尋ねいたします。

私は、令和元年12月の一般質問で有害鳥獣の対策について質問をしております。捕獲従事者の高齢化によって後継者不足に陥っている現状を打開するために、いろんな施策、助成をもって農政課は頑張っておられると理解をしておりますけれども、駆除に携わる人たちの負担軽減のために、やはりここで申しあげましたICTを駆使した取組というのを再度お願いしたいと思いますけれども、その後、令和2年と令和3年の主な施策の成果では、今後、狩猟者の見回り負担の軽減のためにICT機器の整備促進を図るとございます。取組方針として2年続けてございますけれども、進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

鳥獣対策に係りますICTの導入でございますけれども、先般の議員からの一般質問でもお答えさせていただいたところでございます。

現在、ICTの導入につきましては、駆除隊員からも意見、また導入に対する要望等も一部あっておりますけれども、実際は現場での運用でありますとか取扱い方法などにつきまして十分な知識の習得がまず必要であるといったところがございますので、今後は有害鳥獣捕獲協議会を通じまして、役員、また各隊長の方々と整備に向けて十分検討を進めてまいりたいと思います。

これに関する現在の取組でございますが、先週15日でございますけれども、県の補助事業を活用しました、餌づけSTOP事業について、地域ぐるみで駆除隊に頼らず、地域の住民の皆様でそういった侵入防止、また追い払い、それから駆除隊員による駆除といった部分をステップアップしていくような事業を展開させていただいております。必要なICTの機器導入に向けた部分の再検討を、今後、各地域のほうでこういった事業を展開してまいりますので、その中で検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） ありがとうございます。

やはり人間が、いわゆる野菜とか野菜くずとか、そういうのを捨てることによって動物を呼ぶということ防止するということも、今おっしゃったことじゃないかと思えます。

有害鳥獣捕獲従事者の数は、令和2年が110人、令和3年は105人に減少しているというデータでございましたが、新規にわな免許、銃猟免許を取得する人に対する補助の成果は上がっておりますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 市の独自支援事業としまして、新たに銃器、また、わなの免許取得に対する全額の補助をさせていただいております。令和3年につきましては23名の方が御利用いただきまして、そのうち10名程度が各駆除隊に新たに隊員ということで入られている状況でございます。引き続き、担い手の育成確保に向けて、こういった支援の充実化も図ってまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 先の新聞では、シカの捕獲数と林業被害の増減、生息密度、これを分析したところ、捕獲数が多い人吉・八代地方では、林業被害、生息密度ともに減少していると。捕獲数が減少していると。捕獲数が500頭未満の水俣・阿蘇・山鹿地方では、林業被害、生息密度ともに上昇していたというデータの報道がありました。

ただ、市の資料では、平成28年が597頭、その次が624頭、平成30年が591頭になっているようです。この要因としては、やはり狩猟者の数が追いついていないというまとめでございました。今、課長がおっしゃいましたようなことで、1人でも多くの駆除隊の構成員がなされるように頑張ってくださいようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

今後とも市全体で鳥獣駆除関係に取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。私の質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 3番議員、児玉正孝君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。2時35分より再開いたします。

午後2時21分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お伝えいたします。市民部長が弔事のため退席しましたので、報告いたします。

続きまして、13番議員、大倉幸也君の一般質問を許します。

大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 13番、大倉でございます。こんにちは、お疲れさまです。今回2点ほど質問を上げております。順番に質問をしていきたいと思えます。よろしくお願いたします。

まず、1 番目に阿蘇市の小中学校における日本語教育ということでお尋ねをいたします。項目 2 は、5 項目ほどありますけれども、1 番と 2 番を一緒に、3 番と 4 番を一緒に、それから 5 番というふうに質問をしていきたいと思えます。

まず、1 番目の質問です。来日して阿蘇市内に住んでおられる小中学校に通っている子どもさんで日本語が分からなくて勉強についていけないお困りの子どもさん、つまり親の仕事の関係で外国から日本に来日して阿蘇市に住んでいるという、外国人ルーツの方ですね、そういう方が、現在、私の聞いたところでは 3、4 名阿蘇市内におられるということです。そういう方が日本語が分からないので勉強についていけないと、そういう方のサポートというのは今どのようになっていますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

教育課では入学手続の段階で学校に入ってこられるこういう方の人数を把握しているところでございます。現在、学校の生活で日本の子どもたちと一緒に活動しております、状況的には学校からは良好な人間関係をつくっていると聞いております。

教育課の現在の対応でございますが、外国語の活動が必須に小学校の学習指導要領では改正されておまして、まず英語の先生が 1 人配置されております。それから、市の予算で会計年度任用職員として英語学習の指導員を学校に配置して、英語が学習できますので、日本語の対応ということで、学習内容だけでなく、保護者と連携して日本の生活、それから社会生活、必要な知識を身につけさせていっています。

また、それに加えまして、中学校に配置しております A L T、外国語の指導助手ということで、学校を訪問して、小中連携してサポートしている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 外国語を教えている方は日本語もできるということで、そういうことだろうと思っております。しかし、私が言っているのは、日本語の根本的なところ、日本語の使い方とか、生活に応じた日本語の勉強とか、そういうところを指導していかなければいけないと思っております。

資料は、先ほどお渡ししたものがありますけれども、県内で取り組んでいるところ、阿蘇市以外では、その青色のところの市町村が取り組んでいると、黄色のところは独自で日本語の先生を雇って、そういう教育を行っているところであります。それから、何も書いてないところは、現在そういうお困りの方がおられないので、そういう方が来たら即対応しますということで、これは N P O 法人の調べですけれども、そういう日本語を教えている N P O 法人ですね、阿蘇市はまだそういう段階に至っていないということでお話を聞いたところです。ですから、阿蘇市も、みんな取り組んでいるということで、普段からそういうところに力を入れてやっていったらどうだろうかということで提案しているところです。お答えや考えを。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 今の御質問にお答えしたいと思います。

阿蘇市でも、先ほど申し上げました会計年度任用職員の方が、日本語に特化はしていませんが、英語の学習指導員と、それからALTの方々、小中学校連携してサポートして行っておりますので、コロナ禍の中でICTの教材を活用したサポートもやっておりますので、今、学校から特別に学校活動は良好に行われているということですので、変化があれば、学校からまた随時報告を受けてまいりたいと思いますので、学校の様子を見ていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 先ほど私が3、4名ぐらいおられるのではと言いましたけれども、先日また話を聞きまして、阿蘇西小学校にそういう方がおられるということで、NPO法人に何かお尋ねがあったそうです。それで、聞きまして、自費で公民館か何か借りて勉強したらどうですかということで、公民館にも場所を借りに行かれたそうです。だけど、金額的に高額ですから諦めているということで、それから阿蘇市にこういうところがないから、阿蘇市内にいても、よその学校に通っておられる方もおられると聞いております。大体ちゃんとそういう子どもの把握は今できていますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 8月末現在で小中学校10名と聞いております。小学生が4名、それから中学生が6名ということで、今の阿蘇西小学校のお話ですが、もう一度確認をしてみたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） やっぱり10何名おられるということで、これはよその自治体は既に取り組んでいるか、来られたらすぐ取り組むということで約束がされております。阿蘇市も早急に始めたほうがいいんじゃないかと思います。これから、国際観光都市とか、国際環境都市とか、いろいろ打っている中で、今、半導体工場、TSMC、これで日本に何千人規模で来られると思います。先ほどからお話があるように、副市長もお話しされましたように、万全な体制でそういう方の受入れをしないと、人口減少に少しでも歯止めをかけるために、移住・定住の促進もあると思います。そういうところを踏まえて、ぜひ取り組んでいかれたらと思っております。それが阿蘇市の将来、観光とか、教育とか、いろいろ移住・定住にもつながってくると思います。それで、観光課長に最後はお尋ねしますが、そういうところをどうお考えでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦美保子君） 御意見のとおり、観光客もですけれども、非常に従業員、観光従事者が給与が高い菊陽町周辺に流れるのではないかといいところも懸念しているところです。そういう中で、やっぱりそういう子どもさんを持った方たちの対応というのは考える必要があると思います。いろいろ関係の課長と、今日も御意見いただきましたので、その辺はしっかり考えていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 悪いことではなくて、外国から来られる人に少しでも何かために

なったらいいなど、それが、ひいては阿蘇市のためになるのではないかと、そういうふう
思っております。

最後に、日本語教育に関して、教育長に一言お話を伺いたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（坂梨光一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

近年、日本語指導が必要な外国からの児童生徒が増加しております。本県では平成 30 年
の調査で 129 人ということで、この 6 年間で約 2 倍に増加していると伺っております。

ただ、今後、各学校、地域での外国からの児童生徒との共生が日本の子どもたち、また阿
蘇市の子どもの成長につながるものと認識しております。この点では、今後、引き続き
積極的に、そしてまたそういった共生をしっかりと受け止めながら、子どもたち同士のつな
がり的大事をしていきたいと思っております。

文部科学省、それから国におきましても、この日本語指導に関わる様々な情報ですとか、
研修資料、動画等もあります。そういった資料とともに、当該児童の状況を把握するための
様々な個別支援計画、またその対応等の参考資料等もいろいろとホームページ等で提供いた
だいているところでもあります。今お話しいただきましたように、外国籍のある子どもたち
がまだまだ日本語が十分できない状況の中では、こういった資料等、また先生方との研修も
含めながら、県教育委員会、そしてまた多様な国の子どもたちが、今後、阿蘇市内でも在籍
することが考えられますので、いろんな関係機関、NPO、ボランティア団体等のいろいろ
御協力や連携をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） そういうお困りの子どもさんのために、こうして他の自治体が取
り組んでいるからというわけではなくて、阿蘇市独自でもっと多くの移住して来られた子
どもたちが元気で阿蘇市で勉強ができるようにやっていただきたいと、そういうふうに思っ
ております。何回も言いますが、阿蘇市の発展につながることにしたいと思いますので、
ぜひとも取組をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 2 番目の質問に移ります。個人情報保護に対する阿蘇市の考え方と
いうことで、阿蘇市にも個人情報保護条例など個人情報に関する条例はいろいろあると思
います。全般的なこと、その運用について、取扱い、いろいろ、そういうところをどうされ
ているか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） お疲れさまです。個人情報の考え方、取扱い等について御説明
をさせていただきます。

本市における個人情報については、まず個人情報の定義について御説明いたしますと、こ
れは生存する個人に関する情報ということでされております。氏名、生年月日、その他の記

述などによって特定の個人を識別することができるものが個人情報でありまして、他の情報と照らし合わせることで特定の個人が識別できるものについても個人情報とされております。それから、旅券番号とか運転免許証の番号についても個人識別符号と呼ばれるものでありまして、個人情報に含むということになされております。

個人情報については、漏えい等によって第三者などによって不当な目的で使用され、個人の権利、利益が侵害されることがないように個人情報を適切に保護するため、阿蘇市におきましては阿蘇市個人情報保護条例というものを定めているところでございます。条例の中では、個人情報は適切な管理のもと、目的以外の利用を厳しく制限しておりまして、個人情報の利用に当たっては、法令等に定めがあるときや本人の同意があるとき、個人の生命、身体または財産の保護のためにやむを得ないという場合に限られております。また、個人情報を正当な理由なく提供した場合には懲役、罰金など厳しく処罰されるとともに、地方公務員法においても秘密を守る義務が課せられておりまして、これに違反した場合も厳しく処罰されることになっております。

このようなことから、職員は大切な個人情報について個人情報保護の重要性を認識しまして、個人情報等の漏えい事故が発生しないよう細心の注意を払うとともに、個人等の権利、利益を不当に害することがないように取り組んでおりまして、適宜個人情報保護に関する研修の実施や個人情報の取扱いなどについては、あらゆる機会を通じまして周知徹底を図っているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） ちゃんとした条例があるようです。私たちは以前から阿蘇市で行われていることで皆さん御存じだと思いますけれども、今回5月と、それからその後6月、私たちの個人情報の暴露、誹謗中傷などの文書が書かれた紙をばらまかれております。私たちも人権があると思っております。阿蘇市ぐるみで配布が行われ、市役所、区長宅、議員宅、元議員宅、飲食店、風呂屋など至るところに置かれて、それを手に入れた人がまた持って回って、どんどん拡散されています。悪意のある文書の内容で、ばかとか、あんぼんたんと言葉が羅列してあります。多く使われて、私たちの個人情報、家族のこと、職場への中傷、さらには暴力団とつながりがあり、それを利用して利益を得ているなど、これでもかという内容で書いてあります。何人かは心配して、私たちに声をかけてくれました。誰も何も言わない。これを見て、みんな、にやにや笑っていることだと思っております。

私たちは、阿蘇市民であります。家族もいます。嫁や親がいます。子どももいます。これが家族の目にとまり、親子げんかが起こったり、年寄りも精神的にまいっております。とても苦痛を受けております。これは、阿蘇市ぐるみの私たちへのいじめであり、子どもなら自殺に至るレベルです。議員が同席する区長会でもこれが取り上げられ。

○議長（湯浅正司君） 大倉議員、一般質問は行政の事務に関わる公の問題を議論する場所ですので。

○13番（大倉幸也君） これは公ですよ。それを否定したらいけないと思います。

○議長（湯浅正司君） 個人の問題でしょう。

○13 番（大倉幸也君） 個人じゃないです。今から話を聞いておいてください。これは人権の問題です。

区長会でも取り上げられて、職員も聞いていることだと思います。私も7月初めに総務部長に電話で問合せをしましたが、これといった返事はありませんでした。

誹謗中傷の対象者は、畜産クラスター事業の裁判の件で住民監査請求を行った関係者が主です。すべてにわたって情報漏えいがあったのではないかという疑念を持っております。とにかく市役所で配られたことは事実であります。議員選挙も近づいており、選挙妨害にもなるかと思っております。私たちをおとしめるためにこれからもいろんな手を使ってこられると思っておりますが、屈辱、誹謗中傷、個人情報漏えいなど罰則もいろいろ厳しくなっております。我々も今後の対応策を考えていかなければならないと思っております。

先ほど説明がありましたが、阿蘇市も立派な条例があります。我々は対象外ということでしょうか。御意見をお聞かせください。総務部長。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

まず、質問の内容をまとめさせていただきますと、大倉市議個人の情報が月刊誌に掲載された。それについて私は電話を受けました。その後の対応はどうだったのか。市として組織的にそういった分を認めて、情報を流してやっているんじゃないか、そういった御質問ということで受け取らせていただきたいと思っております。

まず、7月1日、これは携帯電話の着信の履歴を確認いたしました、7月1日夕刻に私の個人の携帯に大倉市議から連絡が入っております。唐突に月刊誌のことを言われた、そういうふうに記憶をしているところでございます。調査の件につきましては、調査すると言ったか言わないか、そこは言った言わないの世界ですので、はっきり私も定かではございません。

ただ、私も月刊誌の内容、記載の内容の確認を行っております。その中で、まず令和4年7月1日版の306号に記載されている情報については、市のみが知っている情報ではない、そういうふうに判断をしまして、阿蘇市しか知り得ない情報ではない、そういうふうに判断をしております。逆に、市さえも知らない情報が記載をなされている、そういった判断でありまして、この誌面からは市からそういった情報が出た、それを読み取ることは私個人できませんでした。当然そういったことから、市からの情報ではない、そういうふうに判断をしております。

また、個人情報保護法は規定されておりますけれども、規定されている情報と申しますのは、まず市が業務上知り得た情報、また市が業務上収集した情報、その適正な管理について記載がなされている、そういったこともありまして、記載の情報については市には情報はな、そういうふうに判断をしております。

また、その前の号になりますけれども、令和4年5月20日版の305号に記載された情報については、3月1日、3月2日に新聞紙上にも掲載された個人名が出ておりますので、ここからの情報であると判断をしているところでございます。

当然、月刊誌につきましても取材の自由、そして表現、報道の自由、そういった自由に基

きまして月刊誌として独自の取材を行った上で掲載されたもの、そういうふうに私どもは認識しております。特に憶測、推測で調査を行うこと、まず文書なら文書によって確たる事実、この記載のこの箇所が市から漏れたのではないか、確たる被害、そういったものをはっきりさせていただいた上で調査を進めたい、そういうふうに考えております。

電話の一報を受けて、多くの人に、大倉市議、その他これこれこういった方々からこういった情報が漏れた、そういったことがありますけれども、何かありますかというのを不特定多数に聞くこと自体が、返って個人情報がかんたんかんたん広がっていくことにつながりますので、慎重に取り扱うべきだと考えております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 内容はみんな御存じだと思います。中身は知っておられる。その中身が書いてあるものを市役所のみんなの目に触れるところに置いて、みんなが持って帰って、それがまた広がっているということでもあります。それは事実ですから、個人情報が漏れたところは私どもも分からないところです。そういうところはこれからどういう形でやられるか分かりませんが、私たちもそれを見ていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 私たち職員もすべてが阿蘇市という看板を背負っております。地方公務員法にも守秘義務、個人情報の保護、徹底的に書かれておりますし、市の職場、すべてが個人情報を扱う職場でございますので、今回受けました意見も踏まえた上で、引き続き個人情報の保護、機密の保持については徹底的に当たってまいりたい、そういうふうに考えております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 徹底的にと言われましたけれど、徹底的にお願いいたします。私たちへの誹謗中傷なども役所で配られているという事実だけはみんな知っていることと思っております。

最後に、市長にお尋ねですが、市長に我々はいろいろ意見を言います。反対をしております。市の畜産クラスター事業などの裁判の件でもいろいろちゃんと堂々と意見を言って、反対をしております。そういう方たちがこういうふうに紙に書かれて、いろいろばらまかれるということはそういうことでよろしいかということです。市長、意見を。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今の質問にお答えを申し上げます。

大倉議員のおっしゃることは、今聞いて少しは理解をいたしましたし、また私どもも総務部長が申し上げたとおりでございます。個人情報というものはやっぱりしっかりと管理された中で慎重にやっていかなければいけないということでございますから、今、私の発言をということでありましたけれども、私もいろんな経験をさせていただきました。これは個人情報というよりも、私が東京にマンションをつくっていると、相当何かそういうことで市長が終わったら東京に帰るんじゃないかとか、あるいはある捜査機関が調べているから、もうそろそ

ろ逮捕されるよとか、いろんなことを聞いておりますけれども、これはどこでどう確認していいのかわからないし、また誰がどういったということが確かに耳に入ってきますけれども、それはまた直接お会いをして、お話を聞かなければいけない。でも、そういう中で社会というものは動いているんだなということも勉強させていただきましたし、このことについてはやっぱりきちんと御意見等があれば報道されたところに申込みをされて、どのようなことで取材をされて、こうなったのかということが一番大事なことではないかと。憶測の中でいろいろあだこうだと言われるのは私も何とも言い難いところがありますので、そのようなことでお答えをさせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 分かりました。私たちもそういう事実があったということで申し上げているわけです。書いた人に直接に言っても、この人はなかなか我々の意見というか、これは書いてあるとおりであります。だから、さしより今日はそういう事実があったと、阿蘇市でみんなで配っているという事実があったということだけを述べて、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 13番議員、大倉幸也君の一般質問が終わりました。

続きまして、1番議員、佐藤和宏君の一般質問を許します。

佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 1番議員、佐藤和宏です。午後の最後の一般質問となりました。また学校老朽化の質問をいたします。本日から3人目となりましたので、なかなか重複するところもあるかもしれません。少し視点を変えて質問してみますけれど、それでも重複しているところがありましたら、御勘弁をよろしく願います。

7月27日未明に阿蘇小学校体育館の内壁の一部が剥げ落ちるという不具合が発生したことに伴い、本日はいろいろある学校施設の中から閉校した旧学校校舎も含み、市内小中学校の校舎と体育館の建築年数や老朽化の状況に焦点を絞って質問をさせていただきます。

夏休み中に起きたということで無人で、けが人はなく、まさに不幸中の幸いでありました。しかし、ややもすると児童生徒の命に関わる死傷事故になりかねませんでした。児童生徒が伸び伸びと学校で学べますよう、また児童生徒の生命を守るためにも学校施設の老朽化をここで克服して、そういったけが人が出るような死傷事故が起きないように質問をさせていただきます。

市には、平成28年の熊本地震の被害もありまして、新しく建て替えた学校もあります。その反対に修理や改修でしのいでいる学校もあります。市内の小中学校の校舎と体育館の建築年数と大規模改修後の経過年数をお聞きするところでしたが、午前中もありましたので、30年を超える年数をメモしたんですけれども、なかなかメモが取りづらかったので、改築後の年数、できれば新築しての年数と使っていない学校の年数もお聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

各学校と体育館の経過年数を申し上げたいと思います。まず校舎については一の宮小学校が6年1か月経過しております。阿蘇小学校が40年2か月で、大規模改修を平成24年に行っております。阿蘇西小学校が3年1か月、それから内牧小学校が55年10か月になっておりますが、大規模改修を昭和63年、耐震補強を平成24年に行っております。波野小学校が23年7か月、一の宮中学校が48年1か月で、大規模改修と耐震ということで平成27年に行っております。それから、阿蘇中学校が11年1か月、波野中学校が15年8か月。

それから、体育館でございます。一の宮小学校が6年1か月、阿蘇小学校が36年3か月、阿蘇西小学校が14年1か月、内牧小学校が29年11か月、波野小学校が23年1か月、一の宮中学校が9年1か月、阿蘇中学校が10年10か月、一の宮中学校と阿蘇中学校は、平成24年と平成27年に若干改修を行っております。波野中学校が31年1か月という経過になっております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 数字を見ると20年、30年経っている学校施設がかなりあるようにございますが、建築法とかで耐用年数とか、そういうのも決まっておりますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 補助事業等により取得した財産の処分の制限の期限というのがございます。ちなみに、鉄筋コンクリートの部分でございますと、処分年限としまして学校の校舎が60年ということになります。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） ありがとうございます。

60年ということでお聞きしました。先ほどの午前中の点検の内容はということで、これを毎日やるのはもちろんですが、1か月1回、それから3年ということですが、職員が点検をします。そのときに老朽化が見られて、業者に頼まなければいけなければ専門業者に依頼すると思いますけれども、その専門業者に依頼するために、議会に予算が出ます。そういうところの手順というか、点検をして不備があると、それから議案提出に至るまでの時系列といいますか、流れをお聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） これにつきましては、各点検で確認された箇所については、補助事業があれば補助事業を活用して対応していくわけでございますけれども、不適格な箇所の対応についてという流れをまず説明したいと思います。

各種点検によりまして不適格な箇所が発見された場合、設備であれば設備業者に修理をお願いします。軽微であれば修理、予算が要るならば予算が要るということで専門業者に修理の分を頼むと。補助事業がある場合は、国とか県とか、そういう部分で協議を進めて、予算を折衝していくという流れになります。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 先生たちの毎日の日常点検があつて、教職員で会議をして、どうしても専門業者でなければいけないというときに、そういう工程があります。そういう工程

をできるだけそつなく迅速にできるような体系を取るといことも大事だと思いますけれども、今度の阿蘇小学校体育館の落下事故では地震のときの影響がかなりあるのではないかという話もしてございました。ちょっと酷な質問ですけれども、地震が起きたときに専門業者に点検をやってもらえたらどうだろうかという意見も、この間、本議会であったようでございます。酷なようですけれども、もう一回そういうところは考えていませんでしたか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 地震当時、専門業者にという御質問でございますが、全員協議会の中でも質問がありましたけれども、地震のときはまずは目視による点検を行いました。住家と公共施設を分けて点検を職員とやったわけでございますが、そのときに、建物がすぐにも壊れそうとか、これは中程度だとか、軽微だとか、大きな分類として見てきた部分がございます。目視でそういう大きな破壊とか、壊れとか、そういうのがなかったので次の段階に進んでなかったのではないかと思います。私たちの教育課にその当時の職員がおりませんけれども、当時は目視で次の段階の専門業者に頼むまでには至ってなかったと聞いております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 教職員の方が毎日点検して、月1回して、3年ごとに点検するということですが、40年、50年とかあるようでございますので、業者の点検委託をさらに前倒ししてするという事は考えておられませんか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 午前中、そこの部分も触れましたが、建築物の点検というと3年に1回の頻度で行っている部分もございますが、そこの部分は、今年、阿蘇小学校、内牧小学校、波野小学校、一の宮中学校、波野中学校の点検をやってまいりたいと思います。それから、令和5年、令和6年には、阿蘇中学校、一の宮小学校、阿蘇西小学校ということで、これを皮切りに3年1回という、阿蘇小学校体育館の部分もございましたし、そういう計画をしていたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 今度、阿蘇小学校体育館の内壁の一部が落下するという事で、内牧小学校体育館の内壁調査業務委託料で250万円の予算が提出されております。それから、業者の点検ということで、それもまた建て替えとなると大変なことになると思います。点検をやってみなければ分からないところもありますが、全体的な流れとして、点検がいつから始まって、いつ頃からその判断が出るのかというのはお分かりでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 内牧ですか。

○1番（佐藤和宏君） はい。

○教育課長（藤井栄治君） 今回、内牧の部分につきましては9月の補正で承認いただきましたので、期間については今のところ不明でございますが、年度内には方向性を出したいと考えております。

○議長（湯淺正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） そうですね、大分古い施設があり、今、閉校した学校もありますから、よろしく願いいたします。課長、ありがとうございます。

次に、経年劣化による倒壊事故の防止対策はということで、これは教育長に質問をしたいと思えます。

経年劣化による倒壊事故は、前触れもなく、突然襲ってくるという恐ろしい事故であり、前もって十分な予防対策をしたとしても、それをすり抜けて発生し、対応は極めて難しいものとなります。しかし、前にも話をしましたが、ややもすれば、児童生徒、教職員の生命にも関わることであります。新聞にも掲載されておりましたが、手厚い安全点検の業務が増えれば教職員の負担となり、専門家の点検に頼りすぎると財政面が今度は問題となり、結果的に老朽化が進むという全国的にも今後の重要課題にもなっております。

今回の阿蘇小学校体育館の建て替えも国や県の補助金で建て替えが可能か協議するということではありますが、数ある教育課が管理している老朽化が進んでいると思われる施設は予測がつきづらく、また財政面の問題がありますが、老朽化の対策には教育課のほうでこれからも御尽力をいただくこととなります。阿蘇小学校体育館建て替えの協議とか、老朽化の今後の管理方針として、こういった対策を検討しておられますか。教育長、お願いします。

○教育長（坂梨光一君） ただ今の質問にお答えいたします。

施設及び設備の老朽化による事故の予防ということで、改めて国が今年度（令和4年度）から5年間かけまして学校安全に係る基本的方向と具体的方針を示しました「第3次学校安全の推進に関する計画」というものが策定されました。その中に、公立小中学校の施設の約8割が築25年以上であるということで、市議がおっしゃいましたように、老朽化対策が非常に喫緊の課題となっているということが示されております。

文部科学省では、この8月8日に昨年度実施しました施設調査の中で消防設備の動作不良ですとか、床材の剥がれとか、非常にたくさんの結果が出ておりましたし、これに加えて、老朽化による外壁の落下等の不具合も含めて2万件を超える数が報告をされたところです。

阿蘇市では、学校施設の長寿命化計画をもとに、令和12年度までの学校施設について、改修等の計画を立て、経年劣化対策を行っております。この計画に基づきまして、阿蘇小学校の体育館は令和5年度を改修予定としております。9月補正で設計予算計上の計画を立てていましたが、予算編成時に今回の事故が発生しまして、対応を変更したところでもございます。

今後も、長寿命化計画の前倒しも含めまして事故防止対策を行ってまいりたいと思えます。学校は、児童生徒が集い、人格形成がなされる場でありまして、安心して学べるためには児童生徒の安全の確保が何よりも大切です。阿蘇市の学校におきましては、児童生徒の安全の確保を図るため、事故を防止するために、学校の施設・設備、また体制の整備等の充実を含めまして、その取組に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（湯淺正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 教育長、ありがとうございます。

昨日の台風 14 号接近に伴い、黒川地区と役犬原地区は、乙姫小学校体育館、コミュニティセンターと分けて避難することとなりました。コミュニティセンターのほうに私は顔を出したんですけど、5 名の方が避難に来ておられました。避難者の中には、阿蘇小学校体育館が使えないということを初め知らなかった人も中にはいらっしゃいました。こういった台風や地震のような非常時には校区内の施設を頼りにする市民の方がいらっしゃるんだということを目の当たりにしたところでございます。これからも健全な学校運営はもとより、施設の老朽化対策についても御検討を引き続きよろしく願います。ありがとうございます。

次に、阿蘇小学校体育館休館中の対応はということですが、先日の本会議の答弁で、体育館の休館中、乙姫小学校体育館を代用していくということでもございました。体育館でしかできない体育の授業だけではなく、去年、一昨年、台風シーズンの台風 9 号のときは、阿蘇小学校体育館を黒川地区の避難所として一時使用されておりました。また、今年 9 月 30 日に予定されている市政報告会ですね、黒川地区、役犬原地区は阿蘇小学校体育館が使えないということで消防署の多目的ホールで行われることになっており、やはり児童生徒、校区内の市民の皆さんに大変御不便をかけることとなります。

4,800 万円の体育館設計業務委託料が予算提出され、専門業者の点検結果から阿蘇小学校は建て替えの方向で推奨するというところでもございますが、工事の竣工時期とか、開館のめどが立てにくく、今度は長期の休館となります。

当初の報道では、2 学期中の体育館の使用は難しいという報道がされておりました。しかし、16 日の全員協議会では、建て替え推奨のため、卒業式、入学式の対応は検討中ということです。親御さんをはじめ、体育館が使えないのはどうにもならないことだと分かっているものの、校庭やほかの体育館での卒業式、入学式ではちょっとかわいそうだなという意見も多々あると思います。卒業式、入学式は予定がまだ立てられてないということですが、校区内の市民の方、父兄にも十分な説明をしていただきたいと思います。教育課の方針をお聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

保護者とか校区内の住民の説明ということで、現在、先ほどのお話にありましたように、卒業式、入学式の部分につきましても決定していないわけでございます。校区内の住民の方に非常に不便をかけていると考えております。保護者などの説明につきましては、学校から 8 月下旬に全保護者に説明を行っております。

今後、校区内の説明につきましても、学校と協力して説明を十分してまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） なかなかそういう情報をすぐ敏感にキャッチする人もいれば、いない人もいらっしゃるということで、よろしく願いしておきます。

本年9月26日から乙姫小学校校区から始まる市政報告会ということで、黒川地区と役犬原地区は9月30日に開催されるわけです。体育館の内壁落下に伴う一連の発生の原因とか、日常の管理状況、今後の対応とか、そこでまた意見や要望が交わされることになると思います。我々議員を含め、教育課、市職員の皆様には、保護者をはじめ、地区の皆様は柔軟で、かつ丁寧な説明を今後もよろしく願いいたしまして、再発防止と今後も安心・安全な学校運営をよろしく願いいたします。課長、ありがとうございます。

続きまして、阿蘇いこいの村の話になります。進捗状況について質問をさせていただきますということで、阿蘇いこいの村は、昭和59年、総工費15億7,000万円をかけて、阿蘇勤労者いこいの村という名称でオープンして、その後34年間、結婚式や各種研修、新年会、忘年会、イベントやグラウンドゴルフと、多岐にわたり旧阿蘇町時代からその名のとおり、市民のいこいの場としての役割を果たし続けておりました。

休館となってからは職員による広場や敷地内の草刈作業していただいておりますが、年ごとに建物の老朽化が進んで、現在は廃墟化しております。2年前の6月議会では、プロポーザル方式による企業進出を募り、売却の方向で跡地の有効利用として取り組みますということでしたが、あれから既に2年は経っております。今後さらに建物の老朽化の進行と維持管理の費用が増えていくことを考慮して、一刻も早く対策を検討していただきたいと思いますが、現在、企業誘致に向けた現状をまちづくり課にお聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ただ今の質問にお答えいたします。

いこいの村につきましては、熊本県の企業立地課などにいろいろ情報提供をしております。しかしながら、こちらに進出を検討される企業のアプローチが今のところないのが現状でございます。恐らく現在コロナ禍ということもありまして、企業活動も停滞しているのではないかと考えられています。

そういったことで2年間経過しておりますが、今後、コロナ禍の収束を見据えて、民間資本の導入などを調整しながら地域活性化に向けた動きを図っていきたいと考えています。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） ありがとうございます。

やはりなしというところで、いこいの村のあの施設の規模なものですから、なかなか右から左に行くのは大変というのは分かっているわけですが、何とか跡地利用を考えていただきたいということです。

この間の決算で職員がやっていらっしゃる草刈作業で186万円出してありましたけれど、その状況、何回ぐらい年にやられているとか、私も地元ですので、いろいろあそこは散歩をされたりする方がいらっしゃるようで、草が伸びているぞとか、みんなの森も含めてですけども、言われますので、あと1回ぐらい草刈りを増やしてもらってもいいんじゃないかということで質問したいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 草刈りの状況でございますけれど、現在草を刈っている

面積は大体 9 ヘクタールぐらいの面積です。これを年に 2 回、夏と秋口にやっております。これに 180 万円程度の予算をかけて、ASOワークネットに委託をしているところでございます。

今後 3 回に増やすというところは今のところ考えておりませんので、夏の時期をもうちょっと前倒して刈っていくといった試みは次年度から考えていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤議員、企業誘致と委員会を設置できないかという質問でございまして、別の方向に走っておりますので。

佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） はい、失礼しました。ということですので、あと 2 つありましたけれど。

それでは、本題に入ります。2 つ目の早期の企業誘致の実施に向けて協議する独自の委員会の設置はできないかということですが、私も地元でございますので、市民の皆様から、いこいの村はその後どうなったかとか、更地にして、市民のためにいこいの場として早急に利活用ができないのかとか、そういう話をいただいております。30 年以上の間、子どもの教育の場として、また職場や友人とのいこいの場としてお世話になった施設でもあり、あの広大な広場や建物の規模の施設でございますので、市民の皆様の期待と再建にかける情熱は本当に強いものがあり、多くの方から早急にどうかしなさいという叱咤激励をいただいているところです。

そこで、提案ですが、早期の利活用解決のため、協議する独自の委員会を設置していただけないかと思っております。市では遊休施設の所管課長などによる公有地の利活用に伴う庁内検討会を設置して協議をそこで行っているということですが、こういった未稼働施設が数多くある中、売却検討となっているのは、現在、いこいの村のみと聞いております。その検討会でいこいの村の協議は現在なされておりますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 遊休施設の庁内検討会の中での議論でございます。そちらに関しては、所管課が企画財政課になりますので、私からは答弁を控えさせていただきたいと思いますが、冒頭にありました独自の委員会の設置というお話でございますが、現在のところ考えておりませんので、今後の検討ということに捉えておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） 例えば、荒尾市では旧荒尾競馬場の解体工事を発注して、鉄筋コンクリート 3 階建て、地下 1 階、延べ床面積が 1 万平方メートルあるそうですけれど、3 億 8,500 万円で契約ができているということで新聞に報道されておりましたが、そういうふうな早期の利活用の対策を講じているところもあります。荒尾市とは立地条件などは全く違うんですけれども、阿蘇いこいの村の再建に向け、そういう協議会ができたらいいなと思っております。ここは市長に御答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） お答えを申し上げます。

今、議員のおっしゃることはよく理解ができますけれども、今ちょうどいろんな為替の問題もありますし、それからのコロナ禍の問題もありますし、それと同時に観光の中で関連してくるのは阿蘇山上の完成のときもあろうかと思っております。いろんな条件の中で、いかに優秀ないこいの村を活用していくかということについては、今まだまだそのときまでは至っていないと、相手のあることでもあると思っております。しかるに、今はしっかりとそれぞれの方々の御意見等を拝聴しながら、阿蘇市にとって今後プラスになるような、そんなことをしっかりと一つ聞きながら前に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 市長、ありがとうございます。

いこいの村の今後はということで質問をさせていただきましたが、遊休施設の売却を推進して実施するという事は、維持管理の低減と固定資産税の増収につながる対策となるわけでございます。阿蘇市においても施設の立地条件や進出企業の選定など、先ほど話をしました荒尾市とかほかの自治体とはいろいろ条件等、違うところもありますが、阿蘇いこいの村の再建にかけて早期の対応をよろしく願いしまして、これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 1番議員、佐藤和宏君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時43分 散会